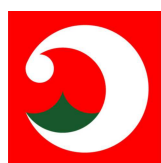


利尻町過疎地域 持続的発展市町村計画

計画期間 自 令和 3年度
至 令和 7年度

令和 3年 9月 15日 策定

北海道利尻郡利尻町



目 次

1. 基本的な事項	1
(1) 利尻町の概要	1
(2) 人口及び産業の推移と動向	3
(3) 利尻町の行財政の状況	5
(4) 地域の持続的発展の基本方針	9
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	10
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	10
(7) 計画期間	10
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	10
2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	13
(1) 現況と問題点	13
(2) その対策	13
(3) 計 画	15
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	16
3. 産業の振興	17
(1) 現況と問題点	17
(2) その対策	25
(3) 計 画	29
(4) 産業振興促進事項	31
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	31
4. 地域における情報化	32
(1) 現況と問題点	32
(2) その対策	32
(3) 計 画	33
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	33

5. 交通施設の整備、交通手段の確保	3 4
(1) 現況と問題点	3 4
(2) その対策	3 5
(3) 計 画	3 7
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	3 8
6. 生活環境の整備	3 9
(1) 現況と問題点	3 9
(2) その対策	4 3
(3) 計 画	4 5
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	4 6
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	4 7
(1) 現況と問題点	4 7
(2) その対策	4 8
(3) 計 画	5 0
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	5 1
8. 医療の確保	5 2
(1) 現況と問題点	5 2
(2) その対策	5 2
(3) 計 画	5 4
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	5 5
9. 教育の振興	5 6
(1) 現況と問題点	5 6
(2) その対策	6 0
(3) 計 画	6 6
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	6 8
10. 集落の整備	6 9
(1) 現況と問題点	6 9
(2) その対策	6 9
(3) 計 画	7 0
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	7 0

11. 地域文化の振興等	7 1
(1) 現況と問題点	7 1
(2) その対策	7 3
(3) 計 画	7 5
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	7 5
12. 再生可能エネルギーの利用の推進	7 6
(1) 現況と問題点	7 6
(2) その対策	7 6
(3) 計 画	7 7
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	7 7
13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項	7 8
(1) 現況と問題点	7 8
(2) その対策	7 8
(3) 計 画	7 9
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	7 9

※ 事業計画（令和3年度～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業分… 8 0

1. 基本的な事項

(1) 利尻町の概況

① 利尻町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

本町は、北海道の西北端稚内港より海上52km隔てた利尻島の西南部に位置し、広ぼうは東西21.5km、南北11.8km、海岸延長25.25kmで、面積は76.51km²です。東北には利尻山(1,721m)を背に、利尻富士町と接しており、西方には日本海、西北には礼文島を望むことができます。地勢は、利尻山は何度も繰り返された噴火の際の噴出物が積み重なってつくられた成層火山であり、この火山活動によって山麓に平坦な部分がつくられ、海岸から300m~400m程度までは比較的緩やかな傾斜が続き、森林地帯から円錐状の島の中央にある利尻山頂にかけては急勾配が続いています。現在の主要な山体をつくる新期成層火山体は第四期更新世後期に形成されたと考えられており、杓形から仙法志にかけての海岸部では、波によって浸食された海食崖がつくられています。地質は、扇状地堆積物により形成されています。

気候は、北海道の最北端に位置することから、厳寒の地としての印象が強いようですが、沿岸一体を流れる対馬海流による海洋性気候で、寒暖の差が少なく冬は道内内陸部に比較して温暖であり、氷点下15度を超えることは稀です。積雪は、毎年11月下旬頃から始まり、道北内陸部に比べ積雪量は少ないものの、離島特有の季節風が強く、しばしば吹雪に見舞われることがあります。また、融雪期は3月下旬頃から始まり、夏は概して涼しく、最高気温は30度を超えることはほとんどありません。

本町の歴史は、明治32年に杓形村戸長役場が、翌33年には仙法志村戸長役場がそれぞれ設置されました。さらに、昭和31年9月12日杓形町と仙法志村が合併し、同年9月30日から利尻町が施行され現在に至っています。

本土との交通は、稚内~鶯泊間(所要時間1時間40分)と、杓形~礼文島間(所要時間40分)に、3,000トン級のカーフェリーが就航し、大型化、高速化され利便性は改善されてきていますが、島民の生活航路としての航路の維持と本土との格差是正のために今後とも安全かつ高速化が望まれています。また、空路については平成23年度より丘珠~利尻間の通年運航に伴い、1日1往復(片道55分)就航しており、更に平成24年度より新千歳~利尻間が1日1往復(片道50分)夏季運行(6~9月)しております。これにより島民の生活環境の向上が図られ、今後も路線の維持が強く望まれています。

本町の基幹産業は漁業であり、主産物はコンブ、ウニ、ナマコ等の沿岸漁業が中心となっています。しかし、水産業を取り巻く漁業環境は200海里時代に移行して以来、漁業規制が強化される中、周辺海域での漁場の狭隘や大型漁船の沿岸操業に加えて国連海洋法条約の発効、漁獲可能量制度(タック制度)の施行、海流の変化による高水温等の現象によりコンブ・ウニ資源は不安定な状況が続いており、漁業経営は恒常的に厳しい状況にあることから「獲る漁業」から「つくり育てる漁業」

や「漁場管理型漁業」への転換を図り、栽培漁業の振興や漁場の開発、漁港や船揚場等の基盤整備を計画的に推進しています。また、本町の経済基盤が漁業中心に形成されていることから、その盛衰が商工業にも大きな影響を与えている状況にあり、生活必需品や産業物資等は離島であるため、大半が本土から移入となっており、運賃コストの高騰とともに物価水準が極めて高く、さらには、大型店やコンビニエンスストアの進出、通信販売やインターネットの普及等により、地元商工業を取り巻く状況は一層厳しくなっていることから、消費者のニーズに応じた経営体質の改善等により積極的に商店の活性化を図る必要があります。

次に、観光産業については、水産業に次ぐ産業として各関係産業への波及効果が大きいと見られ、地域経済の活性化につながる重要産業と位置付け、施設等の整備を行ってきていますが、観光入込客数は平成15年度をピークに減少に転じ、観光産業に大きな影響を与えています。多様化する観光ニーズを的確に捉え地域一体となったおもてなし向上に努め、産業連携を図り利尻ならではの旅行メニューの開発を行い、滞在時間の延長を促し消費単価向上に繋がる効果的な取り組みを実施する必要があります。さらに、観光関連事業者を含め地域の観光産業への積極的な関わりや事業展開が少ない状況にあることから、地域ぐるみで受け入れる意識改革が必要です。

② 利尻町における過疎の状況

本町の人口は、昭和30年の10,025人をピークとして漁業の主体であった鯨漁業の衰退とともに年々減少を続け、平成27年の国勢調査では2,303人(平成22年比11.1%減)となっており、世帯数は1,154世帯で1世帯あたりの人口は1.9人と、一層過疎化が進行し、特に、本町の高齢人口比率は国の予測より速いテンポで進行しており、少子高齢化への対策が急務となっています。

こうしたことから、過疎化に対応するため、基幹産業である漁業振興策として養殖事業、漁場造成事業、経営近代化施設整備、港湾・漁港・船揚場等の基盤整備を進めるとともに、観光産業の振興にも積極的に取り組んできました。さらに、定住化促進のための施策として、安全で快適な生活環境を確保するため、道路・航路・航空路等交通体系の整備、公営住宅・宅地造成・簡易水道・公共下水道等住環境の整備、病院・医療機器や特別養護老人ホーム・高齢者生活福祉センター等医療福祉施設などの整備、保育所・学校・公民館や博物館・各スポーツ施設など教育文化施設整備、住民生活の安全確保のための治安・防犯対策など種々の対策を講じてきています。

しかしながら、現在においても人口減少の勢いは衰えず、労働力の不足や高齢化による事業の廃業・縮小する漁業者や事業者も出てきており、少子化対策や後継者対策の遅れが深刻な課題といえます。

③ 社会経済的発展の方向の概要

本町の就業人口は、平成27年の国勢調査では、漁業を中心とした第1次産業が

31.1%、建設業・製造業を中心とした第2次産業が12.7%、サービス・卸小売業を中心とした第3次産業が56.2%と、平成22年の国勢調査と比較して第3次産業が増加しており、第1次産業である漁業就労者は高齢化と後継者不足により減少の傾向にあります。

近年の本町の水産業の資源量はやや安定傾向にあり、価格については低迷が続いている現状にあるものの、組合員一人当たりの漁業生産額は、平成26年で6,225千円（うち養殖事業を除いたコンブ・ウニ等の磯根漁業の組合員一人当たりの生産額は3,550千円）と増加傾向にあります。しかし、磯根漁業者の大多数は高齢者であり、漁業者の減少から不安定な状況にあります。

こうしたことから、海域の特性にあった栽培漁業の推進としてコンブ・ウニの栽培漁業の促進、魚礁、囲い礁、自然石投石等の漁場造成を行い、資源の維持増大に努め、育てる環境づくりを進め、さらに、水産物の販路の拡大など流通機構の改善整備を進め、漁業生産所得の安定・向上を図ることが必要です。

また、観光産業の振興は地域経済への波及効果も高いため、本町の特色である恵まれた自然環境を活用するとともに、利尻礼文サロベツ国立公園を区域とする広域的な観光圏を形成するため、杓形岬公園・仙法志御崎公園・見返台公園など自然景観に優れた地点の利活用を促進し、離島観光の充実を図り、観光客の誘致を促進する必要があります。

さらに、体験する観光への継続した取り組みを一層進め、新たな観光メニューの開発、受入体制の整備等、利用者のニーズに対応した整備を計画的に進めることや、水産業と観光との連携を図り地場製品の活用を促進することにより、地域経済への波及効果が図られ、活発な経済活動の進展が期待できます。

このようなことから、本町の将来の社会経済の方向は、第1次産業では、各対策による漁業収入の安定により漁業後継者の定着化が図られ、水産業の振興に伴う関連産業の拡大等による一定程度の経済効果は期待できるものの、高齢化が著しいことから全体的な人口の減少は避けられなく、自然減により就業人口は減少するものと予測されることから、今後の経済への影響が危惧されますが、水産業や観光産業を中心とした地場産業の振興や商店街活性化の促進による商業活動の推進を図るとともに、生産基盤や生活環境等の整備による社会資本の増大を図り、さらには、観光産業や商業活動等の新しい取り組みによって、サービス業等の労働需要を促進することなどにより現在の社会経済の状況を維持・改善することが期待されます。

（2）人口及び産業の推移と動向

本町の人口は、昭和30年の10,025人をピークとして、漁業の主体であった鯨漁業の衰退とともに年々減少を辿り、平成12年以降は緩やかな減少傾向となっているものの、平成22年と平成27年の国勢調査を比較してみると11.1%の減少を示しており、このような人口減少、特に生産年齢人口の減少により、基幹産業である漁業や観光業の後継者不足は深刻な課題となっています。少子高齢化による後継者不足は、地域内の経済規模縮小に繋がり、経済の縮みは、雇用を求める

若者の町外流出を招き、さらに人口減少が加速している現状にあります。従来の定住移住施策により若年層のUターン・Iターンも見られますが、総体的には進学や就職等による若い世代の都市への流出が続いていること、非婚化・晩婚化の進行、子育てに対する負担感の増大などによる出生率の低下により65歳以上の高齢人口比率が37.9%（平成22年国勢調査34.13%）と他町村同様に高まっており、高齢化が急速に進んでいる現況にあります。

将来人口の予測については、地方だけでなく全国的な人口減少社会へと変わっていく中で、利尻町においても少子高齢化・人口減少が進んでいくと予想されます。増加傾向が見られる進学・就職等による若い世代の転出者と減少傾向が見られる就職・転職等の仕事を起点としたU・Iターン者層の転入者に対しての経済的要因・社会的要因に特化した直接的な施策（雇用機会拡充・企業誘致・子育て支援等）の充実を図り、社会減の鈍化につなげ、結果として将来的な自然減の減少傾向に歯止めをかけるといった、人口減少に対する包括的な施策をこれまで以上に推進していく必要があります。

本町の産業についても、産業別人口構造において本町の基幹産業である水産業等の第1次産業の占める割合は31.1%となっていますが、平成22年度の32.7%と比較すると第1次産業の労働力は緩やかな減少傾向にあります。一番高い割合になっているのが第3次産業の56.2%でサービス業、医療・福祉業、卸小売業、公務等の順になっており、観光産業等の取り組みにより、サービス業等の労働力が増えています。続いて、建設業や製造業等の第2次産業は12.7%となっておりますが、平成22年の16.9%と比較すると大きく減少しております。今後も水産業等の第1次産業及び第2次産業については、漁業者の高齢化や後継者不足等により、若年層の労働力の大幅な定着化は見込めないことから、大きな伸びを期待することは厳しい現状であり、これらの対応する施策を強力に推進することが必要です。さらに就業人口全体においても、平成22年国勢調査の1,649人から平成27年国勢調査では1,407人と減少傾向にあり、総人口の減少に伴って年々減少を続けておりますが、今後は、企業誘致や起業支援、商工業等への支援等の推進により、若年層の就労の場を増やすことが必要です。

表 1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区 分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数 (人)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)
総 数	9,036	6,485	△14.1	4,714	△11.9	2,951	△13.6	2,303	△12.9
0~14歳	3,449	1,462	△34.2	564	△24.1	300	△17.8	217	△9.9
15~64歳	5,083	4,270	△9.0	3,046	△16.6	1,656	△20.1	1,211	△17.3
15~20歳 (a)	1,821	1,394	△19.4	622	△25.0	375	△31.2	230	△13.2
65歳以上 (b)	504	753	18.4	1,104	15.4	995	1.5	875	△1.0
(a) / 総数 若年者比率	20.2%	21.5%	—	13.2%	—	12.7%	—	19.1%	—
(b) / 総数 高齢者比率	5.6%	11.6%	—	23.4%	—	33.7%	—	16.3%	—

表 1-1 (2) 人口の見通し

(単位：人)

	国勢調査		推 計	
	平成22年	平成27年	令和22年	令和42年
社 人 研 推 計	2,590	2,303	955	445
目 標 人 口	2,590	2,303	1,390	1,038

資料：利尻町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン

(3) 利尻町の行財政の状況

① 行政の状況

本町は、昭和31年9月町村合併促進法により沓形町と仙法志村とが合併し、利尻町となり現在に至っています。また、本町は昭和29年離島振興法の適用を受け、昭和37年には辺地、昭和45年に過疎地域に指定されています。

広域行政については、隣町の利尻富士町及び礼文町と清掃施設組合を始め、消防事務組合、学校給食組合、病院組合が次のように設置されています。また、行政に

対する住民ニーズは、高度化、多様化してきており、これに応えるため関係市町村及び関係団体とも連携を密にして、組織機構の簡素化、適正化に努め、長期的な展望にたって行政の計画的な推進を図っています。

広域行政一部事務組合

名 称	設置年月日	構 成 団 体 名
利尻郡清掃施設組合	昭 47. 6. 1	利尻町、利尻富士町
利尻礼文消防事務組合	昭 48. 4. 1	利尻町、利尻富士町、礼文町
利尻郡学校給食組合	昭 48. 4. 1	利尻町、利尻富士町
利尻島国民健康保険病院組合	昭 59. 1. 17	利尻町、利尻富士町

② 財政の状況

令和元年度の歳入は、3,838,169千円で平成22年度と比較し、2,625,890千円、40.6%減少しました。この要因は、投資的経費に係る国庫支出金の大幅な減が主なものであります。また、自己財源である地方税の伸びは依然として低く、歳入総額に占める地方税の割合は、平成22年度で3.2%、平成27年度5.8%、令和元年度5.8%と脆弱な財政構造を示しています。

なお、令和元年度歳入の64.4%は地方交付税と地方債で、国からの依存財源が大きなウエイトを占めています。

また、普通建設事業費の歳出総額に占める割合は、平成22年度が46.9%、平成27年度では15.7%、令和元年度では14.6%と高い割合で推移しており、また義務的経費についても、平成22年度では23.5%、平成27年度では31.4%、令和元年度では28.0%と、歳出総額に占める割合が高い状況にあり、財政の硬直化を示し、極めて厳しい財政状況にあります。

今後の財政運営にあたっては、限られた財源の中で、効率的、効果的な財政運営を行うため、事務事業の抜本的な見直しと各事業の厳しい取捨選択を行い、また行政コストのより一層の削減を図るなど、経済環境の変化に柔軟に対応できる財政基盤の確立を図る必要があります。

表 1-2 (1) 市町村財政の状況

(単位;千円)

区 分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額 A	6,464,059	3,682,998	3,838,169
一般財源	2,665,188	2,407,577	2,354,414
国庫支出金	1,526,609	336,079	225,443
都道府県支出金	128,577	101,381	116,898
地方債	426,362	494,302	415,781
うち過疎対策事業債	91,400	318,600	196,000
その他	1,717,323	343,659	725,633
歳出総額 B	6,365,749	3,613,644	3,778,072
義務的経費	1,502,692	1,137,631	1,055,331
投資的経費	2,984,924	566,950	549,861
うち普通建設事業費	2,984,924	566,950	549,861
その他	1,878,133	1,909,063	2,172,880
過疎対策事業費	—	—	—
歳入歳出差引額 C (A-B)	98,310	69,354	60,097
翌年度へ繰越すべき財源 D	5,679	6,547	120
実質収支 C-D	92,631	62,807	59,977
財政力指数	0.092	0.108	0.112
公債費負担比率	24.6%	21.5%	17.6%
実質公債費比率	19.8%	14.4%	9.3%
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	84.4%	65.6%	77.1%
将来負担比率	94.6%	82.7%	106.1%
地方債現在高	4,998,228	4,117,977	4,909,923

表 1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

(各年度末現在)

区 分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和元 年度末
市 町 村 道					
改良率 (%)	29.6	48.4	52.7	53.8	53.7
舗装率 (%)	21.0	38.3	40.9	43.7	43.5
農 道					
延 長 (m)	—	—	—	—	—
耕地1ha当たり農道延長 (m)	—	—	—	—	—
林 道					
延 長 (m)	7,807	12,404	13,465	14,165	14,165
林野1ha当たり林道延長 (m)	2.0	4.9	5.7	5.8	5.5
水 道 普 及 率 (%)	99.1	100.0	100.0	100.0	100.0
水 洗 化 率 (%)	—	—	—	87.4	91.9
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	0.2 6	0.2 —	0.2 —	0.4 —	0.5 —

③整備水準等の現況

本町の公共施設については、町道、上下水道などの生活基盤施設を中心に積極的に整備を進めてきました。

下水道施設については、すでに整備を終え、供用開始していることから、対象地区の加入促進に努めています。

その他、若者の定住対策として運動公園施設の整備を行い、総合体育館や野球場等の整備を行ったほか、大型の舞台ホールを備えた文化交流施設の整備を行い、文化・芸術活動や、町民相互及び他地域との文化交流による町づくりを積極的に推進しています。

施設等の現況は、次表のとおりです。

区 分		現 況	区 分		現 況
市町村道			体育館	所	1
(道路) 実延長	m	91,645	老人ホーム	所	1
改良済延長	m	49,460	病 院	所	1
改良率	%	53.9	診療所	所	2
舗装済延長	m	40,860	患者輸送車	台	1
舗装率	%	44.5	救急自動車	台	1
(橋りょう) 箇所数	所	11	消防ポンプ自動車	台	4
うち永久橋	所	9	小型ポンプ自動車	台	10
実延長	m	81.6	水 道		
うち永久橋	m	66.7	給水人口	人	1,984
学校数			普及率	%	100
小学校	校	2	ごみ処理		
中学校	校	1	計画処理人口	人	1,984
学校プール	校	—	処理人口	人	1,984
集会施設	所	10	し尿処理		
幼稚園	所	—	計画処理人口	人	1,984
保育所	所	2	処理人口	人	1,984
図書館	所	—			

(4)地域の持続的発展の基本方針

本町は、昭和30年代頃から過疎化現象が進行し、昭和60年の国勢調査では人口の減少の鈍化が一時的にみられたものの、平成22年の国勢調査においては2,590人、平成27年の国勢調査では2,303人と、過疎化が進行しています。この間、これまでの過疎法に基づき、地域振興を始め、定住移住施策、医療提供体制の確保、教育環境の整備、交通機能の確保など各施策を実施してまいりました。その成果として、若年層漁業者は増加傾向にあり、漁業生産量及び漁業所得についても一定程度維持されております。また、創業支援や経営安定・持続化のための支援の実施、体験観光におけるハード整備やソフト事業など各種事業を実施する中で観光客等の滞在時間の延長等に繋げる取り組みが進みました。

子育て等の環境については、妊娠期から出産後までの経済的な支援や保健師等の個別支援、保育料全世帯無償化等の実施により出生者数を維持し、教育環境の整備については、教育支援員の配置や一人1台端末、学習ソフトの導入等により、本町の全国学力・学習状況調査の正答率は、全国平均並みを維持することが出来ました。

しかしながら、日本最北端の離島という地理的条件のため、本土と比較して所得、生活条件でも格差が生じている現状から過疎化に歯止めはかからず、今後も各施策の継続した取り組みの実施や現下の社会状況等を考慮し、移住の一步手前の関係人

口創出や、そのきっかけとなる都市部企業に対するテレワークや地方におけるサテライトオフィス開設、ワーケーションの推進、地方における企業誘致などを推進し、過疎地域の課題解決に資する動きを加速させ、地域の自立に向けて、持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上を目指します。

本町の第6次利尻町総合振興計画の基本構想には「「今」を暮らすみんなが共に、「未来」を創造できる町」を町の未来に向けたビジョンとして掲げており、町民と行政がともに考え、ともに汗を流し、未来を共創できる、しなやかで強い町づくりを目指し、過疎対策を重点的かつ計画的に実施していくため、第2期利尻町まち・ひと・しごと創生総合戦略の各施策を積極的に推進してまいります。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

本町の持続的発展の基本方針に基づき、計画期間である令和3年4月1日から令和8年3月31日の間に達成すべき計画全般に関わる基本目標を以下のとおり定めます。

① 人口に関する目標（目標年度：令和7年度）

- ・生産年齢（15～64歳）人口 916人（基準値：1,211人（平成27年国勢調査））
- ・15歳～24歳の転出者数 19.6人（平成25年～令和7年の年間平均値）
（基準値：23人（平成25年～令和元年の7年間平均値））
- ・出生率：8.0%（基準値：8.0%（令和元年度））

② 財政力に関する目標（目標年度：令和7年度）

- ・納税義務者1人当たりの課税対象所得 3,777千円
（基準値：3,238千円（令和元年度））

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の最終年度である令和7年度に「まちづくり町民会議」にて町より委嘱された各所代表者等を対象に総合振興計画や総合戦略・各種計画等と共に計画の達成状況の評価検証を実施します。

(7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5か年間とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設については、本町の人口が直近の30年間で約60%減少しており、今後も減少すると予想されていること、また、財政状況についても、人口減少により町税など自主財源の伸びが期待できなくなることを踏まえ、施設全体の保有面積を令和38年までに約25%削減することを目標としています。今後は、下記の方針に基づき、公共施設等の適正規模で効果的かつ効率的な維持管理に努め、人口減

少など過疎地域における厳しい現状の打開を図るため、地域の実情や特性を活かした積極的な施策を実施し、地域の自立に向けた取り組みを進めていきます。

① 公共施設等の管理に関する基本的な方針

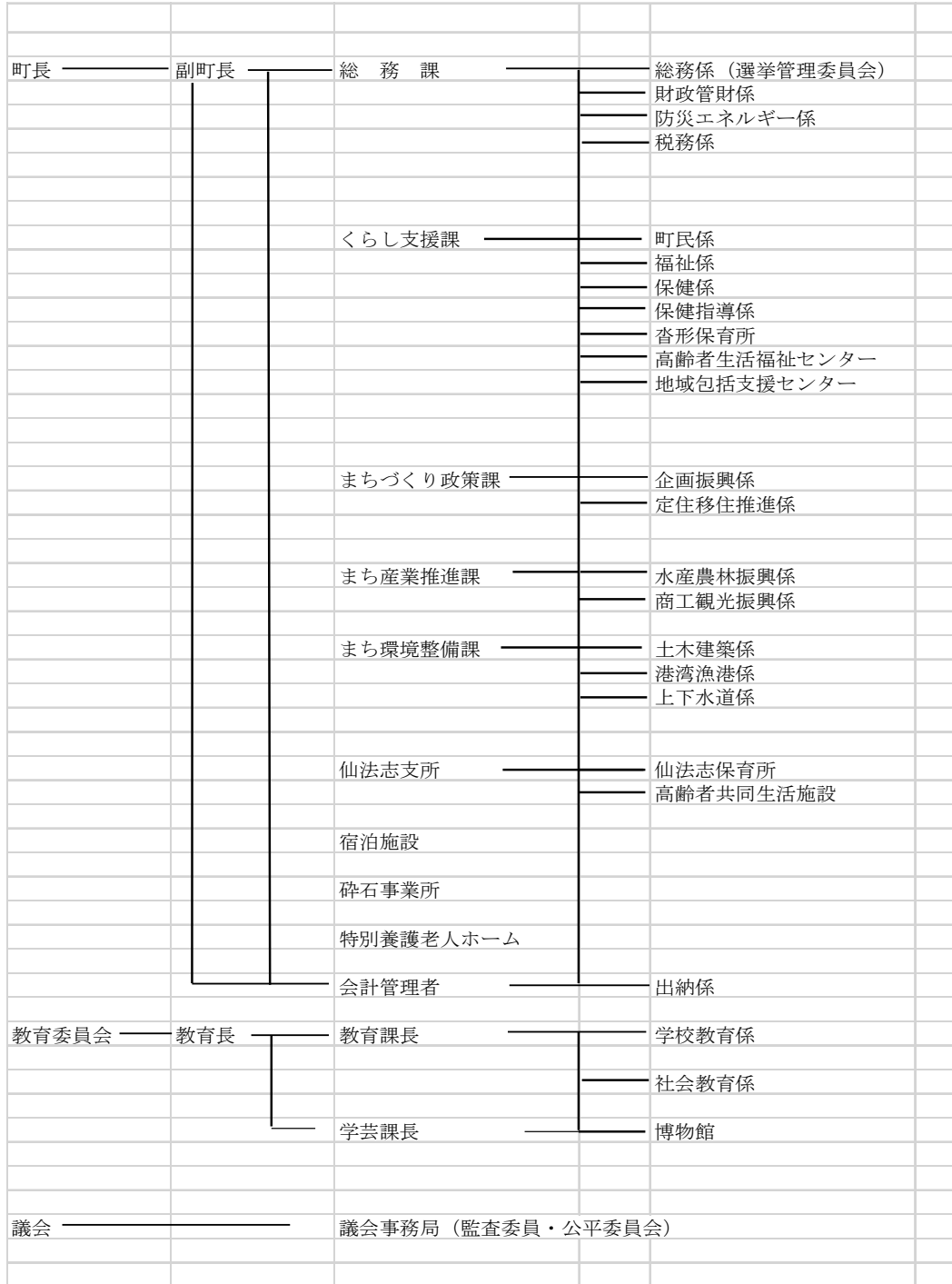
方針1：人口減少を見据えた整備更新

方針2：住民ニーズへの適正な対応

方針3：民間活力の積極的な導入

以下、本計画に記載する持続的発展施策記載区分ごとの公共施設等総合管理計画の内容についても、同様の取り組みを進めていきます。

町の機構（利尻町）



2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

都市部への一極集中が進む中で、地方だけでなく全国的な人口減少社会へと変わっていく中で、利尻町においても少子高齢化・人口減少が加速度的に進んでいます。人口減少の主な原因は、死亡数が出生数を上回る自然減と転出数が転入数を上回る社会減であり、自然減は老年人口の増加、若年人口の減少傾向を見ても今後も続いていくと考えられます。一方で社会増減については、大学等への進学、就職等を要因とする転出者の増加傾向が見られる一方で U ターン就職等に伴う転入者数は減少傾向にあります。若年層の都市部への流出等による生産年齢人口の減少により基幹産業である漁業の漁業者数の減少・高齢化は深刻な課題となっており、町内事業者においても廃業が増え、担い手となる地域内人材の育成も喫緊の課題となっています。

(2) その対策

人口減少・少子高齢化の進行を防ぐためには、増加傾向が見られる進学・就職等を要因とする転出者と減少傾向にある就職・転職等に伴う U・I ターン者に対しての経済的要因・社会的要因に特化した直接的な施策（雇用機会拡充、企業誘致、子育て支援等）の充実を図ることで社会減の鈍化につなげ、結果として将来的な自然減の減少傾向に歯止めをかけるといった、人口減少に対する包括的な施策をこれまで以上に推進していくことが重要だと考えられます。

1. 関係人口創出・定住移住支援事業

利尻町定住移住支援センター「ツギノバ」を起点に、利尻町民の定住意向の向上と移住者の獲得、将来的な移住者となり得る関係人口創出を目的に、各種定住移住施策を進める。

2. 地域おこし協力隊の活用

3. 過疎地域持続的発展特別事業

① ふるさと定住移住促進奨励金等支給事業

豊かな暮らしと活力に満ちた地域社会の創造と利尻町民の定住化を促進するため、転入奨励金、児童養育奨励金、出産祝金の各種支給事業の他、住宅用地及び住居の確保、幹旋事業を実施し、定住促進を図る。

②ふれあい保養センター運営事業

町民の憩いの場である「利尻町ふれあい保養センター(利尻ふれあい温泉)」の管理運営の安定化を図るとともに、住民の福祉の向上に資する。

③ふるさと learning 推進事業

他地域との交流事業に特化したふるさと教育を行い、他地域と自地域の比較による町・島に対する誇り・愛着の醸成を図り、将来の島を担う人材育成を進める。

④利尻町シルバー人材センター設立運営事業

町内の高齢者の生きがいの充実、健康の維持増進、生活の安定、企業等人手不足の解消、現役世代の下支えを目的に利尻町シルバー人材センターを設立し、地域の経済、社会の維持・発展を目指す。

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～7年度）

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施設名)	事 業 内 容	事業 主体	備考
1.移住・定住・ 地域間交流の促 進、人材育成	(1)移住・定住	定住移住空き家対策事業 関係人口創出・定住移住支援事業 利尻町ふるさとサポーター事業	町 町 町	
	(2)地域間交流	関係人口と地域の担い手獲得のための広域連携事業（沖永良部島：知名町） ①広域連携による人材獲得・共有のスキーム構築 ②広域中間支援組織の体制構築 ③広域連携による地域産業の受け皿となる中間支援組織の構築・立上げ ④地域内空き家等受け入れ人材の拠点整備のための調査 ⑤人材獲得に向けた情報発信 ⑥地域内事業者向け支援メニューの整備	町	
	(3)人材育成	利尻町公営塾運営事業 担い手育成支援組織運営事業 利尻町活性化推進事業補助金 利尻町シルバー人材センター運営事業	町 町 町 町	
	(4)過疎地域持 続的発展特別 事業 移住・定住	ふるさと定住移住促進奨励金等支給事業 豊かな暮らしと活力に満ちた地域社会の創造と利尻町民の定住化を促進するため、転入奨励金、児童養育奨励金、出産祝金の各種支給事業の他、住宅用地及び住宅の確保、斡旋事業を実施し、定住促進を図る。 ふれあい保養センター運営事業 町民の憩いの場である「利尻町ふれあい保養センター（利尻ふれあい温泉）」の管理運営の安定化を図るとともに、住民の福祉の向上に資する。	町 町	

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施設名)	事 業 内 容	事業 主体	備考
	地域間交流	ふるさと learning 推進事業 他地域との交流事業に特化したふるさと教育を行い、他地域と自地域の比較による町・島に対する誇り・愛着の醸成を図り、将来の島を担う人材育成を進める。	町	
	人材育成	利尻町シルバー人材センター設立運営事業 町内の高齢者の生きがいの充実、健康の維持増進、生活の安定、企業等人手不足の解消、現役世代の下支えを目的に利尻町シルバー人材センターを設立し、地域の経済、社会の維持・発展を目指す。	町	
	(5)その他	地域おこし協力隊事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

観光施設や産業系施設については、劣化が進んでいる施設は、早期の改修を検討し、対応するとともに他の施設についても改修等適切に維持管理に努めます。

3. 産業の振興

(1) 現況と問題点

① 水産業

本町の基幹産業である水産業の操業形態は、磯付漁業と漁船漁業に大別されますが、いずれも小規模経営の漁家であり、所得水準から見ても極めて厳しい漁家経営が強いられています。

特に200海里時代に移行して以来、漁船漁業は操業海域の制約をはじめ、輸入の増大に伴う価格の低迷、加えて国連海洋法条約の発効、漁獲可能量制度（タック制度）の施行、更にはTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）への参加など、新しい国際漁業ルールの導入により漁家経営はまさに深刻な状況にあります。

本町は、磯付漁業を主流としている漁業形態であることから、その生産の大部分を占めているコンブ、ウニの資源回復と増産を図ることは最も緊急課題であり、そのために「獲る漁業」から「つくり育てる漁業」や「漁場管理型漁業」への転換を図り、種々の施策、事業を積極的に実施してまいります。天然コンブについては、一時の磯焼け状態にはないものの、近年、水温の上昇や貧栄養塩など海況の変化による雑海藻の勢力が拡大傾向にあり、天然コンブの生産量が減少傾向にあることから、安定した生産を図るため、駆除船による雑海藻駆除など底質改良の増産対策事業を実施し、さらには水産基盤整備事業による増殖場造成事業も計画的に行い、コンブ資源の増大を図っています。また、コンブ養殖については、着業者の施設管理や生育管理、引揚げ等の省力化など技術の向上により安定生産が見込める体制になりましたが、労働力不足や高齢化の進行により、着業者が減少傾向にあり、このままではリシリコンブ全体の生産量にも影響が懸念されることから、漁業後継者に対する支援制度、更には国が行う漁業研修制度を活用し、漁業生産力の強化を図るとともに、事業の協業化など経営形態の見直しを含めた対策を講ずる必要があります。

ウニについては、昭和56年から人工採苗に着手し、成果を得、その後平成5年、6年の2ヶ年で「利尻町ウニ種苗生産センター」を建設し、人工種苗の安定放流を行ってまいりましたが、放流種苗の生存率を更に高めるため、平成24年からは放流サイズを20ミリとし、毎年400万粒の放流を行っております。また、禁漁区、保護区の設定や放流場所の害敵駆除を実施するなど漁業者自らが資源の確保・維持するという観点に立ち、積極的に漁場の資源管理に努めながら、水産基盤整備事業による増殖場造成事業と併せ、ウニ資源の増大を図ります。

ナマコについては、近年、中国市場の需要の伸びから価格が高騰し、年間100トン程度が水揚げされ、将来的に見て資源の枯渇が懸念されることから、平成19年度より人工採苗による種苗放流を実施し、現在は15万個の生産体制を目指してい

ます。また、適正放流場所の把握に努め、放流場所の底質基盤整備を実施し、資源確保を図り、ナマコの採取については、漁獲制限や重量制限、操業期間のルールを徹底させ、資源の維持に努める必要があります。

アワビについては、毎年種苗放流事業を実施しており、近年では、少ないながらも生産に結びついている状況にあり、今後においても放流事業を継続し、資源回復に努める必要があります。

魚類については、回遊資源の減少や底曳き漁船の無秩序な沿岸操業などにより年々漁獲量が減少の傾向にあり、更には、輸入の増大に伴う価格の低迷により、沿岸漁業は極めて厳しい状況にあることから、漁業資源の棲息場や産卵場の保護・造成、漁場の環境保全のため大型魚礁設置事業を実施するなど資源の増大と保護に努めており、今後も事業の推進を図る必要があります。

漁業従事者については、高齢化と漁業後継者の不足が深刻な問題となっています。このため、漁業就業希望者を島内、道内のみならず全国から募集し、漁業体験研修等を実施することにより、永住的な担い手の確保を行い、将来における安定的な漁業生産の向上を図るための支援が必要です。また、漁家経営の近代化のため、装備、施設の整備、水産金融の充実等の施策に併せて漁業者の経営状況の把握と経費節減等の努力によって経営改善を図る必要があります。さらに新製品の加工・開発、販路の開発・拡大と物流の改善のための支援のほか、観光漁業、体験漁業など観光産業との関連を推進し、漁家所得の向上を図ることも重要です。

以上のことから、離島という特殊条件の中で地域開発を進め、定住環境の整備を図るためには、まず生活基盤である沿岸漁業の振興を図ることが緊急かつ重要課題であり、今後とも豊かな海づくりをめざし、漁業資源の増大対策を一層強力に展開する必要があります。

漁業協同組合員の推移

(単位：人)

組合名 \ 年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
利尻漁業協同組合 (沓形地区組合員)	142	133	122	113	115	112
利尻漁業協同組合 (仙法志地区組合員)	106	105	103	101	100	96
合 計	248	238	225	214	215	208

階層別漁船隻数の推移

(単位：隻)

階層別 \ 年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
総 数	364	356	337	338	340
無 動 力	0	0	0	0	0
動 力 計	35	36	35	37	38
0 ～ 1 トン	0	0	0	0	0
1 ～ 3 トン	1	1	1	1	1
3 ～ 5 トン	25	26	24	27	27
5 ～ 10 トン	8	8	8	7	8
10 ～ 20 トン	1	1	2	2	2

魚種別漁獲量・漁獲金額漁業生産高推移

(単位 数量：トン 金額：千円)

区分	魚種	平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		令和元年	
		数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
漁船漁業	たら										
	スケトウダラ										
	ほっけ(旋網)	613	92,665	738	111,484	65	8,748	1,373	97,857	915	49,420
	ほっけ(刺底釣)	116	34,846	185	57,842	360	86,206	239	44,035	232	33,328
	まぐろ	0	134							1	859
	おおなご	86	5,584	276	13,025	171	7,955	195	8,708	250	10,148
	いか地元船	6	2,052	2	1,575	8	3,891	3	1,462	8	6,401
	いか管外船							19	12,132	1	740
	たこ	44	21,131	55	25,411	76	33,342	83	46,829	107	55,207
	さけ刺網(特採)										
	えび										
	がや	1	209	1	286	3	1,618	4	2,070	1	289
	白魚										
	なまこ	71	264,197	68	171,332	64	245,185	42	175,199	56	225,347
	その他	13	20,606	19	20,416	3	8,041	5	2,229	7	2,553
小計	950	441,424	1,344	401,371	750	394,986	1,963	390,521	1,578	384,292	
磯付漁業	バフンウニ	11	230,681	8	183,695	12	256,657	18	342,238	14	308,028
	ムラサキウニ	34	353,450	22	265,497	20	223,870	13	185,604	17	213,107
	あわび	1	9,156	1	6,416	2	14,430	3	19,199	2	9,212
	天然こんぶ	87	193,303	155	358,884	60	193,037	150	461,548	33	110,218
	わかめ	62	9,985	82	13,514	22	3,797	31	5,335	6	1,163
	なまこ	16	62,606	8	23,131	9	26,943	15	50,245	19	65,476
	その他海藻等	1	735	0	646	0	1,259	0	1,341	0	475
	(A)小計	212	859,916	276	851,783	125	719,993	230	1,065,510	91	707,679
養殖漁業	養殖こんぶ	179	372,590	152	330,878	143	413,917	190	475,223	153	422,187
	養殖うに										
	養殖ほたて										
	(B)小計	179	372,590	152	330,878	143	413,917	190	475,223	153	422,187
(A+B) 合計	391	1,232,506	428	1,182,661	268	1,133,910	420	1,540,733	244	1,129,866	
累計	1,341	1,673,930	1,772	1,584,032	1,018	1,528,896	2,383	1,931,254	1,822	1,514,158	

漁船漁業及び磯付漁業一人当たり漁業生産高

年		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
区 分						
	組 合 員 数 (人)	248	238	225	214	215
	1人当たり漁業生産額 (円) (管外船分除く)	6,750	6,656	6,795	8,968	7,039
内	(1) 漁船漁業 1隻当たり生産額 (千円) (漁船隻数) (隻)	13,795 (32)	12,543 (32)	12,343 (32)	11,129 (34)	10,959 (35)
	(2) 磯付漁業 (A) 1人当たり生産額 (千円)	3,467	3,579	3,200	4,979	3,292
訳	(3) 養殖漁業 (B) 1人当たり生産額 (千円)	14,904	13,787	17,247	20,662	15,078
	(イ) 養殖昆布 (千円) (着業者数) (人)	14,904 (25)	13,787 (24)	17,247 (24)	20,662 (23)	15,078 (28)
	(ロ) 養殖ノナ (千円) (着業者数) (人)	— —	— —	— —	— —	— —
	磯付漁業、養殖漁業 1人当たりの生産額 (千円) (A+B)	18,371	17,366	20,447	25,641	18,370

※エビ・スケトウダラの金額を除く

② 農業

本町における農地面積は、全体で143haを有し、その内訳は、畑113ha、牧草地30haとなっており、畑については自家菜園用畑が主体で、その経営は漁家中心の兼業農家がほとんどであり、高齢化が進み、担い手は漁業生産現場に共通して減少しています。

牧草地については、かつては乳用牛を主体とした酪農が行われていましたが、酪農家の廃業により現在は未利用、未整備の状態にあります。

今後は、町内自給や高齢者がかかわる菜園等の整備をはじめ、本町に適した野菜等の栽培など未利用地の将来的な利活用が必要と考えられます。

③ 林業

本町の森林面積は6,182haで、土地面積の80.8%を占めており、その内訳は国有林5,529haと民有林653haであり、うち、町有林は504haとなっています。

森林は、素材生産のほかに国土の保全、水源の涵養等の公益的な機能を有し、さらに豊かな自然は、保健休養の場の提供、町民の福祉向上と水産資源の生息環境に大きく貢献していることから、長期的な整備計画が必要です。

また、近年森林の樹齢が老齢化しているため強風時には、風倒木等の災害が頻発し被害も大きく、荒廃した地域の永久的対策として自然環境や国土の保全、水源の

涵養等、森林公益機能の活用を図るため、国有林、町有林とも長期的計画に基づき、新規の造林地を確保しつつ継続的に造林事業を推進します。

さらに、本町には杳形・仙法志両森林愛護組合の二つの組合があり、森林の整備、保全と林野火災予防に努めておりますが、組合員の高齢化等により保護管理が難しくなってきたり、今後は、町民全体の森林保全意識の高揚と、特に次世代を担う児童、生徒へ「緑の募金運動」や森林整備体験等を通じて保護・保全思想の普及に努めることが肝要です。

(単位：ha)

区 分	国有林	民有林		計
		町有林	私有林	
人 工 林	634	336	100	1,070
天 然 林	3,356	122	27	3,505
無立木地	1,539	46	23	1,607
計	5,529	504	150	6,182

④ 商工業

本町は離島という地理的条件の中で、生活必需品や産業資材の輸送のほとんどを船舶に依存しているため輸送費用が販売価格を引上げ、これが消費者物価に大きな影響を与えています。

地域内商店では、少子高齢化、人口の減少、大型店やコンビニエンスストアの進出、通信販売やインターネットの普及等により、商業環境が大きく変化し、厳しい状況にあります。加えて、依然と続く過疎化の進行と後継者不足や高齢化による廃業者及び空き店舗の数が増えてきている状況にあり、後継者対策や空き店舗の利活用等、誘客施策と魅力ある商店街の形成に向けた検討が必要です。

建設業についても、公共事業の削減により経営不振が続いており、本町商店にも影響が及んでいます。このため、建設業の経営体質の強化や新分野進出の促進を図るとともに、恵まれた地域資源を活用した商品開発と販売ルートの開拓により、地域経済の活性化が必要です。

⑤ 観光又はレクリエーション

利尻島の観光入込客数は、平成15年度をピークに減少に転じ、観光産業に大きな影響を与えています。多様化する観光ニーズを的確に捉え地域一体となったおも

てなし向上に努め、産業連携を図り利尻ならではの旅行メニューの開発を行い、滞在時間の延長を促し消費単価向上に繋がる効果的な取り組みを実施する必要があります。さらに、観光関連事業者を含め地域の観光産業への積極的な関わりや事業展開が少ない状況にあることから、地域ぐるみで受け入れる意識改革が必要です。

「土産品」「食」に関しては商品が少なく、地域性を活かした利尻ならではの商品開発が必要です。さらに、近年インターネットやスマートフォンの普及により、自宅での旅行プランニングが多くなってきているため、積極的にICTを活用した情報発信が必要です。

また、利尻島観光で欠かすことのできない自然環境も、自然崩壊や人的な影響などで決して良い保全状態とは言えないことから、自然保護に対する地域住民の意識の高揚を図るとともに、自然保護と環境整備を基本に広域観光ルートの重要地点として、町民と関係団体、漁協、民間企業等が一体となり、強力な利尻島観光を推進する必要があります。

観光産業は漁業、商業、宿泊業など様々な地域産業の基に成り立っており、地域にとって経済的にも波及効果が大きいものがあります。特に本町の基幹産業である漁業との結びつきは非常に重要で、地域内での生産物が土産品として観光消費されることが地域産業にとって大きな貢献をしており、今後さらに相互発展することが観光産業はもとより地域社会の発展に与える影響が大きいものとなります。また、観光客などの島外消費者向けの地域独自の特色ある商品の開発が必要です。

さらに、町営宿泊施設や保養施設の老朽化が進んでいることから、利用者ニーズに沿い、経営の安定を図るための施設改修が必要になっています。

利尻町の観光客入り込み数の状況

(単位：人)

区 分	道 内	道 外	計	宿泊客
平成27年	77,100	55,700	132,800	28,200
平成28年	77,000	62,800	139,800	32,000
平成29年	82,400	63,800	146,400	33,500
平成30年	79,900	57,700	137,600	24,800
令和元年	85,600	50,300	135,900	26,200

⑥ その他（港湾、漁港整備）

杓形港は、北海道の西北端稚内納寒布岬より海路5.2kmの利尻島の西海岸に位置する地方港湾です。離島であることから古くよりすべてが海上交通に依存して発展

を遂げ、その役割を担ってきたのが本町唯一の港湾である杓形港であり、物流、生活、交通、交流等地域を支える拠点港として、本町の産業、経済の発展と住民生活の向上に大きく寄与してきました。杓形港の整備は、国の港湾整備事業により順調に整備が進められてきていますが、既存係留施設の老朽化が著しい箇所があり、貨物等の陸揚げや通行に支障をきたしている現状にあることから、その改良整備が急務となっています。

また、強風時には内港に振り込みが激しく静穏度の向上が強く望まれていることから、防波堤の延伸や、防風柵の整備が急務となっています。また、杓形港を利尻島における防災拠点港として位置付け、大規模地震等に対応できる耐震強化岸壁として整備され、増加するクルーズ船の寄港にも対応しており、杓形港フェリーターミナルバリアフリー対応旅客施設も平成26年度に整備され、一層の港湾機能の充実と観光振興にも大きく貢献しています。

漁港については、町内に第4種仙法志漁港、第1種新湊漁港（栄浜分港）、新湊漁港、蘭泊漁港、御崎漁港があり、漁船にとっての陸揚げや資材の補給など重要な役割を果たしています。特に、仙法志漁港は周辺海域に武蔵堆、仙法志堆等の優良漁場を控え、沿岸域のコンブ・ウニなどの磯付漁業からホッケ・タコ・ナマコなどの沿岸漁業まで多岐にわたっており、重要な水産物の流通拠点、周辺操業の安全を支える避難基地も担っています。

しかし、荒天時の港内への進入波や防波堤消波工の沈下による越波からの港内静穏度の低下、強風による係留漁船の動揺により陸揚げ、荷さばき作業への支障、老朽化施設による漁業活動の安全性や効率性が確保されていないため、その整備が必要です。また、第1種の各漁港では、近年漁業の漁価低迷や資源の減少などもあり、昆布養殖業を主体とした小型漁船が主力となっています。

このようなことから、港内からの振り込みなどによる漁船の航行及び係留における静穏度の悪化、漁船の小型化や漁業従事者の高齢化による陸揚げ、準備作業に支障をきたしているほか、冬期間におけるコンブ養殖作業の防風対策が課題となっていることから、防波堤の延伸や突堤の整備、防風柵の整備が急務となっています。

(2) その対策

1. 水産業

① 漁業の振興

- ・ 生産と資源管理への意欲向上に関する啓発
- ・ 装備、施設等の近代化のための支援
- ・ 国・道・町・漁協等関連機関の連携強化による漁業振興の推進
- ・ 関連施設の計画的な更新及び維持管理
- ・ 観光、商工業との連携強化と事業推進
- ・ 生産性の向上と経営安定のための新事業等への支援

② 優良漁場開発の推進

- ・ 資源調査及び保護海域設定による適正漁場管理の推進
- ・ 自然石投石などによる未利用及び低利用漁場の開発
- ・ 魚礁及び増殖場造成など沿岸漁場の開発
- ・ 大型魚礁等による産卵漁場の造成と保護海域の設定
- ・ 造成漁場及び天然漁場の回復と効果的手法の研究・開発

③ 栽培漁業の推進

- ・ ウニ種苗の安定生産・供給と放流魚場の適正管理及び施設の維持管理
- ・ コンブ養殖のための優良種苗の確保と事業維持のための作業省力化対策
- ・ ナマコ種苗の安定生産と適正放流漁場の把握及び底質改良
- ・ アワビ種苗放流事業の実施
- ・ 新規増殖事業の検討及び研究・開発
- ・ 経営形態の改善と既存施設の有効的利活用

④ 流通の改善と付加価値対策の推進

- ・ 鮮魚・活魚出荷の促進、インターネットなど情報ネットワークを活用した産地直送事業などの販路の開発・拡大対策の推進
- ・ 利尻空港ジェット化による物流の改善開発への対応
- ・ 付加価値向上のための施設整備や商品開発など加工対策への支援充実
- ・ 水産加工施設整備に対する金融対策の充実

⑤ 漁業関係団体の育成と人づくり

- ・ 漁協等の漁業関係団体の育成と、経営基盤の強化
- ・ 漁業の担い手の育成確保と支援制度の充実
- ・ 漁業者の質的向上のための研究・研修や先進地との交流促進支援

2. 農業

① 農業に対する意識の高揚

② 自家菜園の推進と未利用地の有効活用

- ③ 高齢者がかかわれる菜園等の整備促進
- ④ 採草地の利活用

3. 林業

- ① 森林保護、保全思想の普及促進
- ② 民有地等を活用した造林事業の推進
- ③ 森林愛護組合の活性化対策
- ④ 国有林等のレジャー、レクリエーション施設等の有効活用の促進
- ⑤ 森林保護管理のための林道の適正な維持管理
- ⑥ 林野火災の予消防対策の推進
- ⑦ 森林資源活用に向けた事業の推進

4. 商工業

- ① 原魚・原藻の安定した確保
- ② 地場特産品の調査
- ③ 市場動向調査の実施やインターネット等を活用した販路の拡大
- ④ 広域連携による特産品のブランド化
- ⑤ 総合加工施設の整備推進支援
- ⑥ 商店街の活性化と経営基盤の強化
- ⑦ 地元加工業の振興
- ⑧ 後継者の育成強化

5. 観光又はレクリエーション

- ① 観光資源の開発・活用
 - ・ 現有の資源・施設の利活用の推進
 - ・ 漁業と連携した水産業施設等の見学対応化の推進
- ② 観光情報の発信
 - ・ 集中する観光客入り込み時期の適切な地域情報発信体制の確立
 - ・ 観光案内業務から「島のコンシェルジュ（総合案内）」としての役割強化
- ③ 受入体制の充実
 - ・ 漁業者、水産加工業者、商工業者が連携した観光産業への取組体制の構築
- ④ 町営宿泊施設の整備充実
 - ・ ホテル利尻の改修

6. 漁業・商業・観光の連携

- ① 販売、販路拡大のための施設整備

- ・ 地域産品のPRや、消費拡大及び販路拡大のための施設整備や空き店舗の活用整備
- ② 地域産品による郷土料理、土産品等の開発、研究の促進
 - ・ 地元の新鮮な農水産物を活用した土産品などの開発
- ③ 販売、流通ルート等の開発、開拓
 - ・ 会員及び契約制度販売等、流通方法の検討、開発
 - ・ 海産物等の海外への販路拡大、市場調査
- ④ 自然、グルメ、釣り等体験観光の推進
 - ・ 既存施設・設備活用による体験観光の推進

7. その他（港湾、漁港整備）

- ① 港湾機能の整備充実
 - ・ 既存係留施設の老朽化対策のための改良整備促進
 - ・ 越波防止や港内振り込み解消のための防波堤（島）の整備促進
- ② 大型客船の寄港の定着化をはじめ、他の圏域とのルートの開発及び耐震岸壁の有効な利活用の開発促進
- ③ コミュニティビジネス支援事業
 - ・ 地域の資源を活用したコミュニティビジネスを実施するNPOや団体等に対する積極的な支援
- ④ 仙法志漁港整備
 - ・ 既存係留施設の老朽化対策のための改良整備促進
 - ・ 越波防止や港内の振り込み解消のための西護岸及び南防波堤の整備促進
 - ・ 既存老朽施設の改良整備促進
- ⑤ 蘭泊漁港整備
 - ・ 強風による係留漁船の動揺防止や就労環境改善のための消波堤の整備
- ⑥ 新湊漁港（栄浜分港）
 - ・ 強風による係留漁船の動揺防止や就労環境改善のための防風柵の整備

8. 過疎地域持続的発展特別事業

- ① 商工業活性化事業

商工業活性化の促進のために商工会運営費助成や商店街活性化事業助成、商工業後継者報奨金事業、プレミアム付商品券発行事業、リシリヒナゲン地域活性化事業など各種事業を実施。
- ② 利尻島観光誘客事業

観光入込客数を増加させるためのPR広告事業、誘客専門員配置事業、ホスピ

タリティ強化事業、りしりん推進事業など各種事業の実施。

③ 観光振興事業

観光振興のため、利尻町観光協会補助事業、観光案内強化事業、着地型旅行商品プラン作成事業、クルーズ船歓迎事業、広域観光推進事業、資源蘇生型体験観光交流事業（神居海岸パーク）の実施。

④ 利尻浮島まつり運営事業

本町の観光事業の一環として、名実ともに観光地にふさわしい特色ある郷土まつりを広く各地に紹介するとともに、町民の楽しい一日を過ごすレクリエーションを実施するために地域団体及び運営委員会に対し、補助金を交付し、町内の活性化の推進及び観光の振興を図る。

⑤ 滞在型観光促進事業

もう一泊したいと旅行者に思わせるような滞在時間を延ばす効果のある地域性、独自性のある現地の着地型観光サービスを造成する。

⑥ 漁業就業者支援事業

少子高齢化により漁業者が減少し、基幹産業の漁業生産が減少する傾向にあることから、新規漁業就業者及び後継者育成事業を促進し、漁業者の確保と漁業振興を図る。

⑦ みどり豊かなまちづくり推進事業

住民参加型の花いっぱい運動などの事業を通じて、林道や森林の保全・管理を図り、思いやりや潤いのあるまちづくりの推進を図る。

9. 他の市町村との連携施策等

本町は、稚内市を中心市とした宗谷定住自立圏に参画し、産業・医療・福祉・教育等の各分野において圏域内の市町村が連携し、定住のために必要な生活機能を圏域全体で確保し、圏域住民が安全で安心して暮らすことができ、魅力と活力にあふれた圏域を目指しています。特に産業分野では、地域の特色を生かした圏域観光の推進、有害鳥獣被害防止対策、水産物の高付加価値化推進等といった施策を推進し、地域経済への波及効果の拡大を目指します。

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～7年度）

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施設名)	事 業 内 容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(1)基盤整備 水産業	日本海宗谷地区水産環境整備事業（利尻根東漁場） 魚礁設置 48個 1,296.0 空 ³ m	道	
		日本海宗谷地区水産環境整備事業（利尻根周辺漁場） 魚礁設置 8群体 56,000 空 ² m	道	
		日本海宗谷地区水産環境整備事業（利尻西部沖漁場） 産卵礁設置 300基 A=3.0ha	道	
		日本海宗谷地区水産環境整備事業（利尻泉町漁場） 囲い礁 A=0.6ha	道	
		日本海宗谷地区水産環境整備事業（北蘭泊漁場） 囲い礁 A=0.35ha	道	
		日本海宗谷地区水産環境整備事業（神磯地先漁場） 嵩上礁 A=0.7ha	道	
		日本海宗谷地区水産環境整備事業（栄浜地先漁場） 嵩上礁 A=0.5ha	道	
		日本海宗谷地区水産環境整備事業（神居地先漁場） 嵩上礁 A=0.85ha	道	
		(5)企業誘致	企業促進事業（企業促進事業補助金）	町
	(7)商業 その他	商工業応援事業（各種補助金・融資利子補給金）	町	
	(9)観光又はレ クリエーシ ョン	利尻山登山道整備事業 杓形登山道巡視整備 利尻山登山道維持整備	町	
		仙法志御崎公園自然水族館整備事業	町	
		神居海岸整備事業 （展望施設・遊歩道・駐車場）	町	
		観光宿泊施設の整備事業 客室及び館内改修 貯水槽整備 館内照明器具更新 非常用発電機更新	町	

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施設名)	事 業 内 容	事業 主体	備考
	<p>(10)過疎地域持 続的発展特別 事業</p> <p>商工業・ 6次産業化</p> <p>観 光</p> <p>その他</p>	<p>商工業活性化事業 商工業活性化の促進のために商工会運営費助成 や商店街活性化事業助成、商工業後継者報奨金 事業、プレミアム付商品券発行事業、リシリヒ ナゲシ地域活性化事業など各種事業を実施。</p> <p>利尻島観光誘客事業 観光入込客数を増加させるためのPR広告事 業、誘客専門員配置事業、ホスピタリティ強化 事業、りしりん推進事業など各種事業を実施。</p> <p>観光振興事業 観光振興のため、利尻町観光協会補助事業、観 光案内強化事業、着地型旅行商品プラン作成事 業、クルーズ船歓迎事業、広域観光推進事業、 資源蘇生型体験観光交流事業（神居海岸パーク） の実施。</p> <p>利尻浮島まつり運営事業 本町の観光事業の一環として、名実ともに観光 地にふさわしい特色ある郷土まつりを広く各地 に紹介するとともに、町民の楽しい一日を過ご すレクリエーションを実施するために地域団体 及び運営委員会に対し、補助金を交付し、町内 の活性化の推進及び観光の振興を図る。</p> <p>滞在型観光促進事業 もう一泊したいと旅行者に思わせるような滞在 時間を延ばす効果のある地域性、独自性のある 現地の着地型観光サービスを造成する。</p> <p>みどり豊かなまちづくり推進事業 住民参加型の花いっぱい運動などの事業を通じ て、林道や森林の保全・管理を図り、思いやり や潤いのあるまちづくりの推進を図る。</p> <p>漁業就業者支援事業 少子高齢化により漁業者が減少し、基幹産業の 漁業生産が減少する傾向にあることから、新規 漁業就業者及び後継者育成事業を促進し、漁業 者の確保と漁業振興を図る。</p>	<p>町</p> <p>町</p> <p>町</p> <p>町</p> <p>町</p> <p>町</p> <p>町</p>	

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業 種	計画期間	備 考
利尻町全域	製造業、旅館業、農 林水産物等販売業、 情報サービス業等	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記計画のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

観光施設や産業系施設については、劣化が進んでいる施設は、早期の改修を検討し、対応するとともに他の施設についても改修等適切に維持管理に努めます。

4. 地域における情報化

(1) 現況と問題点

本町は、全国を上回るスピードで急速に人口減少や少子高齢化が進んでおり、離島地域という環境特性も重なり、水産業や観光業等の労働力不足や町内における医療・福祉・交通・教育の確保等が困難な状況にあります。そこで、これまで以上に豊かで幸せな町づくりを進めていくためには、ICTやAIなどといった未来技術の活用、更にはそこから得られるデータの利活用を通じたサービスの高度化など、地域のデジタル化を積極的に進める必要があります。新型コロナウイルス感染症の流行により、オンライン診療や遠隔・オンライン教育、テレワークといったICTの活用が、人と人の接触による感染拡大の防止といった観点から一気に加速するとともに、行政分野におけるデジタル化の遅れなどといった課題が浮き彫りになりました。

今後は、教育や産業振興等、さまざまな分野でICTやAI、ロボット、ビッグデータなどを積極的に活用し、経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会であるSociety5.0の実現に向けた取り組みを加速させる必要があります。

(2) その対策

1. 情報発信の有効活用

- ・F T T H網を利用し、住民生活、イベント、観光等での双方向情報の利活用
- ・災害時における防災情報通信体制の強化
- ・情報通信の地域格差解消のため、F T T H網を利用し、衛星を活用した衛星携帯の整備
- ・情報発信基地として、広域的な視点に立った各種情報の提供

2. 高度情報ネットワークの推進

- ・高度情報化時代に対応できる体制づくりへの調査・検討
- ・高度情報通信ネットワークの対象地域の拡大へ向けた調査・検討
- ・情報化により行政サービスの強化（遠隔医療・高齢者見守り・保健相談・無料公共無線LANの整備など）

3. 情報化に対応した人材の育成

- ・学校教育、生涯学習の場での研修を推進し、高度情報化に対応した人材育成

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～7年度）

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施設名)	事 業 内 容	事業 主体	備考
3 地域における 情報化	(1)電気通信 施設等情報化 のための施設			
	通信用鉄塔 施設	礼文受信改善工事及び礼文・役場・仙法志局幅射 器交換工事	町	
	告知放送施 設	告知放送施設（告知端末ソフト）	町	
	防災行政用 無線施設	衛星携帯等防災無線移動系整備事業	町	
	その他	地域情報通信利活用整備事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

情報通信施設については、適切な修繕・改修による維持管理を行い、施設の長寿命化による中長期的な活用を図ります。

5. 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

① 道 路

道路整備は、町民の安心、安全な生活や生産基盤など、産業の振興、経済の発展を図る上で、きわめて重要です。

本町には島内を循環し、幹線道路としての機能を果たしている主要道道2路線18.9km、一般道道1路線0.1kmと町道201路線92.2kmで道路交通網が形成されています。

道道、町道の改良普及率及び舗装率を道内の平均改良、舗装率と比較した場合、全道平均に達していませんが、近年車輛の大型化や交通量の増加に伴い道路幅員の拡幅や歩行者保護のため歩道の整備及び道路周辺環境整備が求められており、今後も計画的な整備が必要です。

とくに、本町の幹線である道道については、市街地区域の中心道路としてふさわしい快適空間の確保と本町の活性化方針との整合性がとれた拡幅整備が望まれるほか、町道についても交通安全の確保を含め、人に優しい道路整備を基本にした計画的な整備推進と、冬期間における交通確保のため、除雪体制の強化が課題となっています。また近年、世界各地において地球的環境の変化による地震や風水害等数多くの災害が発生しており、離島という地理的条件の中で海岸線に沿って集落が点在している本町では、津波・高潮等、災害時には複雑かつ多様な事態を引き起こし、住民の生命財産に多大な影響を及ぼすことが予想されることから、不測の災害時に対応する避難路の整備や防災幹線道路の早期整備が望まれています。

利尻町の道路延長と整備状況

	路線数	延長	改 良 済		舗 装 済		備 考
			延長	率	延長	率	
道 道	3	19.0 km	19.0 km	100%	19.0 km	100%	
町 道	201	92.2 km	49.5 km	53.7%	40.1 km	43.5%	
計	204	111.2 km	68.5 km	61.6%	59.1 km	53.1%	

② 交 通

本町の交通手段は、空路、海上、陸上交通に大別され、このうち空路は、令和3年現在、利尻～丘珠間が通年運航し、利尻～新千歳間が夏季運行（6～9月）して

おり、離島住民の利便性の向上や地域の産業経済の発展に重要な役割を果たし、また、観光面においても観光客の増加や通年観光に貢献し、さらには本町の漁業にとっても、大きなメリットになっています。

海上交通は、離島住民にとって、生活物資や生産資材等の輸送、生産物の流通、人的輸送など重要な役割を果たしています。平成元年からは 3,000 t 級カーフェリーが就航し、運航時間も短縮されていますが、今後においても島民の生活航路として産業や観光振興のためにも航路の維持確保は重要であり、また、高速時代の進展に対応して、安全かつ高速化の整備についても検討が必要です。

陸上交通は、路線バスとハイヤーが生活交通の足となっておりますが、過疎化や少子化並びに自家用車の普及により、バス利用者は減少傾向にあるものの、地域交通の生活路線として今後も維持することが必要です。

(2) その対策

1. 道道の整備

- ・本町の社会資本整備に係る地域要望との調整が図られた拡幅等の整備
- ・駐車場やトイレの設置など道路交通の安全確保と緊急防災基盤の早期整備
- ・交通安全施設整備（歩道、照明、防護柵など）と共に、危険箇所改修などの整備

2. 町道の整備

- ・凍上等による路面の段差等を解消するための計画的整備
- ・歩行者の安全を守るため、歩道、防護柵など交通安全施設の計画的整備
- ・橋梁長寿命化修繕計画に基づく、計画的な修繕・架替えの推進
- ・安全性、利便性、快適性などに配慮し利用頻度等緊急性を見極めた計画的整備
- ・舗装や側溝の改修整備

3. 防災関連道路の整備

- ・防災幹線道路の早期整備
- ・防災避難路の整備促進

4. 道路維持管理

- ・安全で快適な道路環境保持のための機械整備や危険箇所の改良と適切な維持管理
- ・冬期間の安全で快適な道路空間の確保のための除排雪機械の整備と住民協力による除排雪体制の強化
- ・住民参加による道路の環境美化活動の推進

5. 生活路線バスの維持

6. 離島航路、航空路の運賃助成制度の継続実施

7. 過疎地域持続的発展特別事業

①地域公共交通確保維持改善事業

少子高齢化等により高齢者等の移動手段は生活路線バス頼りであり、運行事業者に路線維持の為の助成をすることにより過疎地域住民の身近な生活路線を維持する。

②航空路線利用促進事業（利尻～新千歳・利尻～丘珠）

離島から本土への移動手段が海上のみの場合、荒天時には移動が遮断されることや、平常時でも長時間の移動が強いられることから、航空路線の利用促進を図り、本土への移動手段を確保する。

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
4.交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道路	種富9号線道路改良舗装事業 L=920m W=5.5m	町		
		神居1号線道路改良舗装事業 L=160m W=4.0m	町		
		杓形市街63号線道路改良舗装事業 L=60m W=3.0m	町		
		杓形市街2号線道路改良舗装事業 L=100m W=4.0m	町		
		杓形市街3号線道路改良舗装事業 L=250m W=5.0m	町		
		車道利尻登山線交通安全事業 L=1,170m	町		
		杓形線交通安全事業 L=1,470m	町		
		杓形市街36号線道路改良舗装事業 L=200m	町		
		杓形線道路改良舗装事業 L=2,400m	町		
		蘭泊5号線道路改良舗装事業 L=670m	町		
		仙法志市街2号線道路改良舗装事業 L=147m	町		
		杓形市街42号線道路改良舗装事業 杓形市街地の道路整備	町		
		橋りょう	利尻町管内橋梁長寿命化事業 橋梁補修 N=11橋	町	
		(8)道路整備 機械等	除雪用機械整備事業 除雪グレーダ 1台 ロータリ除雪車 1台 除雪ドーザ 1台	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(9)過疎地域 持続的発展特 別事業 公共交通	地域公共交通確保維持改善事業 少子高齢化等により高齢者等の移動手段は生活路線バス頼りであり、運行事業者に路線維持の為の助成をすることにより過疎地域住民の身近な生活路線を維持する。	町	
	交通施設維持	航空路線利用促進事業 (利尻～丘珠・利尻～新千歳) 離島から本土への移動手段が海上のみの場合、悪天時には移動が遮断されることや、平常時でも長時間の移動が強いられることから、航空路線の利用促進を図り、本土への移動手段を確保する。	町	
	(10)その他	離島航路旅客定期航路事業（運賃割引事業）	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

道路については、定期的な安全点検を実施し、点検結果を踏まえた適切な補修・改良による維持管理に努めます。

橋りょうについては、「橋梁長寿命化修繕計画」を基本として、橋梁点検を実施し、橋の健全度を把握し、それぞれの橋において最適な修繕計画（低コストかつ長寿命化を図れる計画）を立案し、全対象橋梁において長寿命化修繕計画を策定し、計画に基づいて順次、修繕を実施します。

6. 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

①水道施設（簡易水道）

水は生活に欠かすことのできない貴重な資源であり、社会生活において常に安全な水を地域住民に供給できることが最も大切です。

本町の簡易水道は、沓形地区は昭和 47 年 12 月、仙法志地区にあつては昭和 50 年 10 月に給水が開始され現在に至っており、両地区とも給水人口は減少傾向を示しているものの、下水道の普及に伴いトイレの水洗化による増加や夏期間の観光シーズンのピーク時には相当量の水量が使用されている現状にあることから、沓形・仙法志両地区の統合を申請、平成 23 年 7 月に統合が承認され、2ヶ年事業で新たな水源の確保に係る整備を行いました。

平成 25 年 3 月に整備が完了し、沓形地区へ送水を行い各家庭への給水が開始となりましたが、平成 29 年より水量が不安定となり、安定供給を図るため、令和元年から新水源の整備を進めております。

今後については、老朽化した施設などの更新も含めた適切な施設管理に努め、水道事業の健全運営と安定供給を図っていく必要があります。

利尻町簡易水道給水人口及び配水量

(令和 3 年 3 月 31 日現在)

計画給水人口	給水区域人口	給水人口	普及率	1日最大配水量	1日平均配水量	摘要
人	人	人	%	m ²	m ²	
1,970	1,935	1,935	100	1,110	754	

② 下水道

快適な生活環境の向上や公共水域の水質の保全是もとより、観光及び漁業振興、さらには地域イメージのアップと若者の定住や移住者の受入等からも、下水道整備は欠くことのできない大きなインフラ整備です。

本町の下水道整備は、沓形地域については、平成9年度に公共下水道事業に着手し、平成18年度に蘭泊、栄浜地区を除く下水道処理区域全域の整備が完了しました。また、仙法志地域については、平成10年度に公共下水道事業に着手し、平成16年3月より供用開始し、平成20年度に久連、長浜地区を除く下水道処理区域全域の整備が完了しました。なお、下水道処理区域以外の蘭泊、栄浜、久連、長浜地区については、合併浄化槽でし尿及び生活廃水を処理することとし、平成16年度より計画的に整備を進めています。し尿及び浄化槽汚泥の処理については、平成24年度から下水道共同処理施設（MICS）にて処理しております。

今後については、平成30年度に策定したストックマネジメント計画に基づき、処理場及び管渠の計画的な改築・更新等を行っていくことで予防保全的な管理等のライフサイクルコストの最小化を図ることが必要です。

下水道整備状況

(令和3年3月31日現在)

種 別	計画延長	整備済延長	未整備延長	供用開始区 域世帯数	普及世帯数	普及率
下水道	m 31,946	m 31,806	m 140	世帯 972	世帯 936	% 96.3
浄化槽	—	—	—	世帯 63	世帯 35	% 55.6

③ ごみ及びし尿処理

(1) ごみ処理

本町のごみ処理・収集は、昭和47年に本町と利尻富士町の両町で設立された利尻郡清掃施設組合が業務を行っています。ごみの収集については施設組合が民間業者への委託により実施されており、収集車3台で可燃・不燃ごみを曜日別に区分して、両町から収集しており、粗大ごみについては施設組合職員が曜日を定めて収集しています。

こうした中、平成14年度にダイオキシン類の排出規制対策が図られたところですが、今後のごみ処理場の課題として、生活環境の変化に伴う多種素材（安定5品目）のごみの減量、不法投棄の規制対策が必要となっており、ごみの減量化と再資源化のために平成19年度から缶類やプラスチック類、20年度からはペットボトル、22年度からは紙類を資源ごみとして分別・収集しております。また、アルミ缶、スチール缶のリサイクル活動についても順調に成果が見られております。平成21年度からはごみ収集カレンダーを各家庭に配布するなどして、分別収集の徹底を図っています。

今後は、容器包装廃棄物の減量化と再資源化のため資源ごみ分別の種類拡大を図り、生活環境の保全を図るために積極的に分別収集に取り組む必要があります。

(2) し尿処理

し尿処理収集については、平成23年度に下水道共同処理施設（MICS）が完成し、24年度から両町のし尿及び浄化槽汚泥の処理をおこなっております。

また収集については、両地区で収集車を保有しており、それぞれの収集作業をおこなっております。

④ 火葬場

本町の火葬場「利尻聖苑」は平成3年度からの供用開始で30年が経過し、老朽化が進んでおります。火葬炉等に関しては近年計画的に改修が終了しておりますが、利用者の安全及び円滑な施設運営を確保するため、施設本体の改修が必要となっております。

⑤ 消防救急施設

本町の消防は、昭和48年4月に利尻礼文消防事務組合が、利尻町・利尻富士町・礼文町の三町で構成する一部事務組合として発足し、利尻町に本部を置き、消防署・利尻富士支署・礼文支署からなる機構によって、常備消防組織が確立されています。

また、常備消防組織と併せて活動している消防団は、6個分団（団員120人）が所属し、火災や救急、救助活動に対処できる体制強化に取り組んでいます。しかし、消防団員の中心となる青年層の島外流出、季節による移動労働、さらには団員の高齢化の進行に伴い、団員の減少や災害時における消防団員の確保に苦慮している現況にあります。今後は、団員の高齢化に対応するため消防機械器具等の軽量化、操作の簡素化された消防資機材の導入を図るとともに、消防団の活性化を積極的に推進する必要があります。

署員についても、住民生活の多様化によって、火災の危険度が一段と増している状況から、火災の未然防止を図るため、予防査察の徹底、防火管理者及び民間防火団体の育成指導、防火思想の普及業務と併せ、消防・救急・災害に迅速に初期対応するため、職員の適性配置と確保が求められています。また、災害救急業務の多様化に対応した車両・装備・資機材の導入を図る必要があります。

救急業務については、高齢化の進行、生活環境の変化などによる生活習慣病の増加等、複雑化する傾向にあり、地域に最も密着した消防行政として町民に期待され、専門的な知識と高度な技術が必要とされており、そのため、救急救命士の複数体制が求められています。また、傷病者の症状により、島外搬送が必要な場合も多いことから、医療機関と消防及び関係機関との連携体制の強化を図っていく必要があります。

⑥ 公営住宅

本町における公共賃貸住宅の管理状況については、公営住宅140戸、特定公共賃貸住宅30戸と合わせて170戸となっています。

最近の応募状況からの推測では、今後、新たな住宅供給の必要性は低く、既存住宅の老朽化が著しいことから、建替・用途廃止等の整備が必要となっています。

平成22年度に策定した『公営住宅等長寿命化計画』（H28長寿命化計画の見直し）に基づき、計画的な建替えも検討しながら既存住宅の外壁の塗装・屋根の葺き替え等の維持管理を促進し、耐久性の向上にも努めることとしています。

なお、令和3年度で長寿命化計画が最終年となるため、令和3年度中に新たな長寿命化計画を策定することとなっております。

⑦ 宅地造成等

宅地整備については、近年の持家志向と定住の促進に配慮し、平成9年度沓形地区に定住促進団地を整備し、現在、全体の8割以上の住宅建設がおこなわれたところです。今後も未利用の宅地の利用促進に努めるとともに、市街地における空き地、空き家の活用を促進する必要があります。

(2) その対策

1. 水質・水源の確保
 - ・ 安全で安定性の高い水質・水源の確保
2. 水道供給施設の整備
 - ・ 良質な水の安定供給のための配水池の補修、改修
 - ・ 老朽化した施設の計画的整備
3. 水道事業の健全経営
 - ・ 施設維持管理のために計装機器等の計画的な更新整備
 - ・ 漏水検索による有収率の向上を図り、水道事業運営の健全化
4. 公共下水道整備
 - ・ M I C S 処理施設の維持管理
 - ・ スtockマネジメント計画に基づき、施設維持管理のための計画的な改築、更新整備
5. 個別処理施設の整備
 - ・ 合併浄化槽施設整備の促進
6. ゴミ収集・処理体制の充実
 - ・ 衛生的で合理的な収集対策への改善
 - ・ 繁忙期及び冬季収集対策の検討
 - ・ 美化・減量対策と収集方法の啓発
 - ・ 資源ゴミの分別収集及びリサイクルシステムの体制整備
7. 組合施設の整備充実
 - ・ 衛生的、効果的な処分施設の推進と周辺環境対策
 - ・ リサイクル施設の整備
8. 廃棄物処理体制の確立
 - ・ 産業廃棄物処理体制の整備と廃車処理に対する意識の高揚
9. 火葬場
 - ・ 外壁及び屋上防水等の修繕・室内の改修等
10. 消防施設、装備の充実
 - ・ 待機宿舎等の施設整備
 - ・ 消防車輛の計画的更新
 - ・ 消防資機材の更新と近代化
 - ・ 情報、通信の高度化に対応した通信指令機器の整備
 - ・ 消防水利の充実・強化
11. 消防体制の充実
 - ・ 署員の適性配置と団員の確保

- ・ 署員及び団員の教育訓練等による資質向上
 - ・ 民間消防団体の育成
 - ・ 防火思想の普及活動と消防訓練等予防行政の推進
12. 救急・救助体制の充実
- ・ 救急救命士の複数体制の整備
 - ・ 救急救助用資機材の整備充実
 - ・ 救急搬送にかかる搬送体制の充実
 - ・ 救命講習会の開催により救命率の向上
13. 公営住宅
- ・ 良質なストック確保のため、計画的な住宅の建替促進
14. 公営住宅等の維持管理
- ・ 長寿命化計画に基づきながら、適正な維持管理により、耐久性向上
15. 住宅整備
- ・ 持家住宅の建設促進
住宅改修に伴う資金の一部助成支援
 - ・ 高齢者住宅等の整備促進
高齢者が安全かつ快適な日常生活が営めるよう居住環境の改善
 - ・ 適切な住宅建設の相談
住宅建設に係る助言、相談体制の充実と寒冷地及び北方型住宅など自然条件や環境に適した住宅建設の促進
16. 宅地の供給
- ・ 優良な宅地の供給
遊休宅地の情報把握に努めた有効利用
宅地造成等の適性管理と供給を
 - ・ 需要動向を踏まえた団地造成
17. その他
- ・ 防災物品の整備

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～7年度）

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施設名)	事 業 内 容	事業 主体	備考
5.生活環境の整備	(1)水道施設 簡易水道	簡易水道施設整備事業 さく井工事 一式 水源ピット・管理室 一式 導水管 一式 電気計装機器 一式 配水池 一式	町	
	(2)下水処理施設 公共下水道	ストックマネジメント計画における施設改築・更新事業 沓形浄化センター（処理施設）一式	町	
		機能保全における施設改築・更新事業 仙法志クリーンセンター（処理施設）一式 マンホールポンプ所 一式	町	
	その他	浄化槽市町村整備推進事業（合併浄化槽） 5人槽 20基	町	
	(4)火葬場	火葬場改修事業	町	
	(5)消防施設	タンク車更新（分遣所）	消防事	
		小型動力ポンプ付積載車更新	務組合	
		救急救命士養成事業	〃	
		除雪車更新	〃	
		消防用ホース更新事業	〃	
	防火水槽整備事業	〃		
	消防庁舎整備事業	〃		
	消防団格納庫整備事業	〃		
	消火栓整備事業	町		

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(6)公営住宅	公営住宅等長寿命化計画策定事業 公営住宅等整備事業（建替） 3棟 12戸 公営住宅ストック総合改善事業 共用部分改善（屋根・外壁） 7棟 28戸 公営住宅効果促進事業 用途廃止 4棟 16戸	町 町 町 町	
	(8)その他	防災物品整備事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合性

上水道については、管路の計画的な布設替を実施するとともに、機械設備の更新を計画し、安心安全で安定した水道水の供給に努めます。

下水道については、「利尻町特定環境保全公共下水道長寿命化計画」に基づき、下水道管及び下水道施設の点検・診断などを継続的に行い、予防保全的な維持管理に努めます。

火葬場については、日常点検や計画的な修繕等による施設の長寿命化を図ります。

公営住宅については、「利尻町公営住宅等長寿命化計画」の目標管理戸数162戸（令和2年度）を基本として、将来動向に沿った建替え、長寿命化、用途廃止等の適切な維持管理に努めます。

その他の施設についても改修等適切な維持管理に努めます。

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現状と問題点

我が国は、65歳以上の高齢者が増加しており、75歳以上の「後期高齢者」は総人口の2割を超えています。本町においては、総人口及び高齢者人口は減少しており、現在の高齢化率は41.2%で、今後は微増傾向で推移するものと思われます。また、依然として後期高齢者数が前期高齢者数を上回っている状況にあります。が、介護を必要とする要介護高齢者数は横ばいで推移することが見込まれます。

近年、近所とのつながりや家族の絆などへの思いが失われ、扶養に対する意識が多様化しており、さらには高齢者グループ施設の在り方など高齢者への環境は大変厳しいものとなっています。また、独居世帯、高齢者世帯で認知症を発症した場合、あらゆる場面で高齢者の権利を守り、安心、安全な生活を送ることができるよう成年後見制度等を活用しなければならないケースもあります。

このような中、介護保険制度がスタートして20年が経過しており、なお一層精度の高い本制度の確立と社会全体で支えあう意識の高揚により、高齢者一人ひとりの心身にあった介護サービスや介護予防サービス等が受けられ、老後に不安のない安心で充実した毎日を過ごすことができる地域社会の創出が最も必要となっています。

本町においても高齢化率の上昇により、要介護認定率も高齢者人口の19.7%と上昇傾向にあり、デイサービスや訪問介護サービスなど各種介護サービスの充実をはじめ、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築が必要です。

さらには、高齢者が自立した生活を続けられるよう食事・移動・除雪・買い物支援などきめ細やかなサービスの仕組みとマネジメントが急がれる施策のひとつと考えられます。

また、少子化対策として妊産婦が安全・安心して子どもを出産できる環境づくりを推進する必要があるとあり、航路運賃や島外宿泊費を本町独自の助成制度を設け応援しています。

児童福祉対策では、家庭・地域・保育所・学校との連携をより推進し、利尻町子ども子育て支援事業計画を基本に必要な措置を推し進めるとともに、子育て世帯を応援するため0歳から高校卒業までの子どもに医療費を全額助成しています。

また、今後は学童保育や老人クラブなどの活動をより一層充実させるために、老人福祉センターや大志館などの施設の利活用の検討が必要です。

(2) その対策

1. 高齢者福祉の充実

- ・福祉、保健、医療の連携強化と地域包括ケアシステムの充実
- ・高齢者向け住宅の整備
- ・つながりを意識できる機会のアプローチ
- ・高齢者や子どもが集える場所と地域を支え合うシステムの構築

2. 健康の保持増進

- ・各種健診の実施
- ・健康教室、健康講演会、個別支援による健康づくり
- ・保健と介護予防の一体的実施
- ・保健と医療との連携システムについての体制整備

3. 在宅福祉サービスの充実

- ・各種在宅サービスの充実
- ・各関係機関、団体との連携強化
- ・ボランティアの育成と推進
- ・地域包括支援センターの活用促進

4. 高齢者福祉施設の整備充実

- ・高齢者共同生活施設の整備
- ・高齢者グループホームの整備
- ・特別養護老人ホームの整備
- ・特別養護老人ホームの車両整備
- ・町営保養施設の整備充実
- ・ふれあい保養センターの改修
- ・各施設の専門職員の確保

5. 生きがいと社会参加の促進

- ・生涯学習への参加促進
- ・世代間交流の促進
- ・老人クラブの育成と活動の促進
- ・シルバーボランティア活動の推進
- ・高齢者、障害者の生きがい対策の充実

6. 過疎地域持続的発展特別事業

①高齢者バス券交付事業

交通弱者である高齢者に対し、安価に生活路線バスを利用できる施策を継続的に実施し、高齢者福祉の向上を図る。

②利尻町社会福祉協議会運営補助事業

町内社会福祉事業の大きな役割を果たしている本町の社会福祉協議会の運営費の一部を助成することで、安定的な運営の維持・推進を図る。

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～7年度）

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施設名)	事 業 内 容	事業 主体	備考
6.子育て環境の 確保、高齢者等の 保健及び福祉の 向上及び増進	(3)高齢者福祉 施設			
	高齢者生活 福祉センタ ー	高齢者生活福祉センター施設整備事業 外壁防水塗装 1,500 m ² 油圧式エレベーター更新工事	町	
	老人ホーム	特別養護老人ホーム環境整備事業 外壁防水塗装 2,000 m ² 一般浴室・特別浴室改修 200 m ² 特別養護老人ホーム車両整備事業 デイサービス車（リフト付）	町	
	その他	複合施設整備事業 老人福祉センターや大志館、空き家などを活用 し、子育て世代や、一般高齢者、二次予防高齢 者が集い、活動できる複合施設への改修	町	
		複合施設運営団体創設・育成補助 複合施設を運営する団体の創設、育成に向けた 取り組み	町	
		ふれあい保養施設の整備事業 機械及び配管等改修 浴槽床改修	町	
	(8)過疎地域持 続的発展特別 事業			
	高齢者・障害 者福祉	高齢者バス券交付事業 交通弱者である高齢者に対し、安価に生活路線 バスを利用できる施策を継続的に実施し、高齢 者福祉の向上を図る。	町	

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施設名)	事 業 内 容	事業 主体	備考
	(9)その他	利尻町社会福祉協議会運営補助事業 町内社会福祉事業の大きな役割を果たしている 本町の社会福祉協議会の運営費の一部を助成す ることで、安定的な運営の維持・推進を図る。 児童公園遊具設置事業	町 町	

(4) 公共施設等総合管理計画等の整合

保健・福祉施設については、利用者が施設を快適に利用できるように関連計画と整合を図りながら適切な維持管理に努めるとともに、施設の機能維持に必要な修繕等を行います。

8. 医療の確保

(1) 現況と問題点

利尻島内の医療供給体制は、病院1施設、診療所2施設を有しており、本町には隣町との一部事務組合立の利尻島国保中央病院と、隣町には町立駕泊診療所と道立鬼脇診療所があり、それぞれの地域医療を担っております。

特に利尻島国保中央病院は、島内唯一の一般病床（42床）を有する基幹病院として経営の安定化を図りながら、島民の生命と健康保持増進など地域医療の確保に努めており、島民の医療ニーズが益々高度化、多様化する中で、平成10年には訪問看護ステーションの開設、平成13年度からは人工透析医療の実施、また、平成16年6月からは眼科診療の開設、平成26年7月にはリハビリテーションの開始など、医療施設及び医療機器の整備充実と医療技術者の確保に努めています。

現在の診療体制は常勤医師3名（救急診療1名、内科診療2名）と整形外科医、産婦人科医、眼科医の応援による診療を行っているほか、休日・夜間の救急患者に対しては24時間体制で患者の状況に合わせ処置を行うとともに、重症患者については、稚内、札幌方面への救急搬送により専門的な医療の提供に努めています。

このような中、島内人口の減少に伴う患者数の減少、医療法の改正や診療報酬の改定などの影響等により年々収支状況が悪化しているため、高額な医療機器の更新や経過年数による建物の老朽化対策など整備年次を遅らせる等の対策を取らざるを得ない状況です。

また、生活水準の向上や食生活の多様化により生活習慣病の増加と高齢化が進行する中、保健機関との連携による各種健診の充実と保健予防活動に積極的に取り組み、疾病の早期発見、早期治療に努め、利尻島の基幹病院として島内の各診療所と連携を図りながら、離島という立地条件を逆手に看護師等医療技術者の確保とますます多様化する医療ニーズに対応できる医師や、医療従事者の安定確保が望まれています。

歯科診療については、民間経営による2診療所があり、町民の歯科需要に対処しています。

(2) その対策

1. 病院経営の健全化

- ・ 離島における不採算部門を抱える公立病院に対する国の財政支援強化の要請・要望

2. 病院施設設備の維持管理

3. 医療機器の整備充実

- ・ 医療機器の計画的な整備更新
4. 医療技術者の安定確保
 - ・ 自治医大卒業医師の派遣の継続
 - ・ 医療技術者就労奨励金の貸付制度の拡充
 - ・ 医療技術者の人材派遣サービスの活用
 5. 各医療機関・施設との有機的連携の推進
 - ・ 島内各診療所との相互診療協力の実施による島内医療機関の広域連携強化
 - ・ 島内介護関係施設等との連携強化
 6. 医療サービスの向上
 - ・ 看護師等、職員の資質向上のための研修等の充実
 7. 保健予防活動の推進
 - ・ 保健機関との連携による疾病の予防等、早期発見、早期治療体制の充実
 - ・ 重症化予防体制の充実
 8. 過疎地域持続的発展特別事業
 - ① 離島医療確保事業

人口減少等による受診者の減少、医療ニーズの多様化・高度化等により離島医療の維持を困難な状況にしていることから、島民の安心・安全を確保する医療機関の経営安定と診療体制の維持を図り、過疎地域の持続的発展を図る。
 - ② 歯科診療所診療業務委託事業

歯科診療所の経営安定と診療体制の維持を図るため、診療業務を町が委託し、歯科診療所の維持存続を図る。
 - ③ 不妊治療助成事業

島内の医療機関には、不妊治療を受ける専門機関がなく、離島という条件から本土の医療機関を受診する場合は、交通費や時間を多く費やし、精神的負担のほか、経済的負担も課せられる。このことから不妊治療に係る経費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る。
 - ④ 患者輸送車運行事業

本町では、病院が1ヶ所しかなく、その病院から遠く離れた地域に住んでいる住民や、特に自家用車等の移動手段を持たない高齢者にとっては、通院することが非常に困難であるため、町内バス会社に患者輸送車の運行を委託し、地域による医療格差の是正を図る。

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～7年度）

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施設名)	事 業 内 容	事業 主体	備考
7.医療の確保	(1)診療施設 診療所	歯科診療所改修事業	町	
	その他	医療用機械器具整備事業 経理事務システム 更新 電子カルテシステム 機器更新	病院 組合	
	(3)過疎地域持 続的発展特別 事業 自治体病院	離島医療確保事業 人口減少等による受診者の減少、医療ニーズの 多様化・高度化等により離島医療の維持を困難 な状況にしていることから、島民の安心・安全 を確保する医療機関の経営安定と診療体制の維 持を図り、過疎地域の持続的発展を図る。	病院 組合	
	民間病院	歯科診療所診療業務委託事業 歯科診療所の経営安定と診療体制の維持を図る ため、診療業務を町が委託し、歯科診療の維持 存続を図る。	町	
	その他	不妊治療助成事業 島内の医療機関には、不妊治療を受ける専門機 関がなく、離島という条件から本土の医療機関 を受診する場合には、交通費や時間を多く費や し、精神的負担のほか、経済的負担も課せられ る。このことから不妊治療に係る経費の一部を 助成し、経済的負担の軽減を図る。 患者輸送車運行事業 本町では、病院が1ヶ所しかなく、その病院か ら遠く離れた地域に住んでいる住民や、特に自 家用車等の移手段を持たない高齢者にとって は、通院することが非常に困難であるため、町 内バス会社に患者輸送車の運行を委託し、地域 による医療格差の是正を図る。	町 町	
	(4)その他	病院施設改修事業	病院 組合	

(4) 公共施設等総合管理計画等の整合

医療施設については、老朽化に伴う医療施設（診療所等）の設備更新や医療機械の計画的な更新を図りながら、地域医療の推進に努めます。

9. 教育の振興

(1) 現状と問題点

① 幼児教育

幼児期は、同年齢の子どもたちが一緒に生活し、遊びを通して約束のルールを学び合い、生きる力の基礎を培うことで、心身の発達や人格を形成する上で重要な時期です。

近年の社会状況の変化が子どもをめぐる環境を変化させ、幼児の育ちに関して、「基本的な生活習慣や態度が身に付いていない」「他者とのかかわりが苦手である」「自制心や耐性、規範意識が十分育っていない」など課題が指摘されています。

本町においては、核家族化や少子化、両親の共働きなどによる環境の変化や幼児数の減少などにより幼稚園と保育所の両施設の運営は困難と思われるので、今後も幼児教育については保育行政及び学校教育、社会教育の中で進めます。

これらの諸点を踏まえ、幼児が友達とのかかわりを深めながら協同的な活動をする中で、興味や関心を広げていく力を発達段階に応じて身に付けていくような保育を目指すなど、義務教育に向けた基礎づくりが必要です。

また、将来的には認定子ども園への移行を検討していきたいと考えています。

② 学校教育

今日、社会構造の急速な変革や人口減少・高齢化などの地域課題解決に向け、「持続可能な社会教育システム」の構築など、新時代の到来を見据えた次世代の教育の創造が求められています。

また、新型コロナウイルスの影響で、オンライン授業が開始されたことや、「GIGAスクール構想」の前倒し実施等、「with コロナ」を想定し、学校教育がどうなるかについても考える必要があります。

このような中で、学校教育の充実発展に向けて、恵まれた自然環境や歴史的風土等を活かし、学校・地域・保護者と連携を密にした特色ある教育を展開することで、心豊かにいきいきと学び利尻の新しい時代を拓く人を育て「生きる力」を育むことが重要であり、そのために、基礎的な知識・技能をしっかりと身に付けさせ、新たな課題を自ら解決するための「確かな学力」の定着と「利尻を愛し、夢と志を持ち、可能性に挑戦する子どもを育てる」ことが何よりも強く求められています。

令和3年5月現在の本町の小・中学校の現状は、小学校2校児童数61人、中学校1校生徒数47人であり、若年層の都市部への流出や少子化による児童生徒数の減少により、複式教育や少人数教育が余儀なくされている状況です。

今後、さらに児童生徒の減少が予測されることから、過疎化や少子化対策について、積極的な施策の実施が必要です。

学校施設は、児童生徒等が一日の大半を過ごす活動の場であるとともに、非常災害時には地域住民の緊急避難場所としての役割を果たすことから、安全性の確保は極めて重要であります。一部を除き校舎、屋内運動場においては老朽化が進んでいること、また耐震化の整備も必要なことから、校舎等整備計画を策定し、国・道と協議しながら計画的な整備が必要です。また、遊具による事故が各地で発生しており、点検を図りながら適切な整備・安全確保と更新に努める必要があります。教員住宅についても実態を考慮しながら順次整備を進める必要があります。

学校施設の状況（令和 3.5.1 現在）※施設台帳

区 分	学 級 数	教 室 数				校 舎 面 積 (㎡)						危 険 面 積	
		普 通 教 室	特 別 教 室			保 有 面 積					基 準 面 積		不 足 面 積
			基 準	保 有	不 足	鉄 筋	鉄 骨	木 造	そ の 他	計			
沓形小学校	7	8	8	7	1	1,954	43	475		2,472	2,860	388	2,459
仙法志小学校	3	4	4	4	0	443	842	113		1,398	1,422	24	0
計	10	12	12	11	1	2,397	885	588		3,870	4,282	412	
利尻中学校	4	4	10	7	3	2,470				2,470	3,470	△1,000	0
計	4	4	10	7	3	2,470				2,470	3,470	△1,000	0

教職員住宅の状況（令和 3.5.1 現在）※施設台帳

学校種別	教職員定数	保有戸数	入居数	入居率	不足戸数
小学校	16	14	14	100%	2
中学校	13	2	2	100%	11
計	29	16	31	100%	13

屋内運動場・グラウンド（令和 3.5.1 現在）※施設台帳

区分	施設	屋 内 運 動 場 (㎡)						グラウン ド (㎡)	
		保 有 面 積					基準 面積		不足 面積
		鉄筋	鉄骨	木造	その他	計			
杵形小学校		914	14			928	922	△6	8,707
仙法志小学校		468				468	922	454	13,659
計		1,382	14			1,396	1,844	448	22,366
利尻中学校		1,068				1068	1,162	94	10,386
計		1,068				1,068	1,162	94	10,386

教育内容については、令和 2 年度より小学校で、令和 3 年度からは中学校で完全実施となる新学習指導要領において、子どもたちが将来必要とする具体的な資質・能力を明確にし、確実に身につけさせることが求められています。中でも、社会に生きて役立つ確かな学力を保障し、予測困難な未来において自己実現を図ることを支援することが重要です。

これまでも各学校での授業改善を中心に、子に応じた指導、家庭学習の取り組みを進めてきましたが、児童の実態をより正確に分析し、身に付けさせたい資質・能力を育成するための方策を学校・家庭・地域が一体となって総合的に進めることで、学力向上に係る課題をこれまで以上に保護者や地域住民と共有し、役割を明確にして組織的・計画的に取り組む必要があります。

子どもたちに身につけさせるべき資質・能力を育成する教育が求められていることから「確かな学力の育成」、「英語教育の充実」、「キャリア教育の充実」、個人のニーズに応える特別支援教育、「防災教育の充実」、「ICT 環境の整備」の推進と豊かな人間性を育む心の育成として「道徳教育の充実」、「ふるさと教育」、「いじめの防止と不登校支援の充実」の育成に努めることが大切です。このため、教職員一人ひとりが課題意識や研修意欲を高める専門的な研修、社会的視野を広める体験的研修への参加と教員の資質を向上させるために、教員評価の取り組みを促す必要があります。

また、地域全体での取り組みや教育の質の向上を図るため「体力運動能力の向上」、「食育の推進」、「保小中高連携」、「家庭教育の充実」を推進し、学校と地域が連携して取り組む必要があります。

高等学校教育については、本町に島内唯一の道立高等学校があり、島内の中学校

卒業生は、そのほとんどが地元の高等学校への進学であり、その役割を十分果たし得る教育環境の整備が重要となっており、生徒の個性を取り入れた教科外活動や地域の特色を踏まえた特色ある高校づくりに対して支援をしていく必要があります。

③ 生涯学習

情報技術革命やグローバル化の進展は、私たちの社会に多様性と利便性をもたらす正の側面をいかに活用していくかによって、都市と地方の教育格差を低減させる可能性はあるものの、新型コロナウイルス感染症に伴い、社会がより大きく変化する局面を迎え、教育の在り方そのものを考え直す必要があります。

生涯各期において多様化する学習要求に適切に応えるための学習機会の提供も「with コロナ」を見据え、これまで以上に一人ひとりが自ら考え、新たな知恵を創造する力を身に付け、豊かな生活を送るため、これまで以上に生涯学習の重要性が求められています。

また、文化・芸術に触れることの少ない町民に対し、舞台芸術鑑賞機会の提供などを行える生涯学習施設として、効率的な管理運営に努めながら他部局とも連携強化し、施設機能を向上させ生涯学習に関する情報システムや学習支援システムなどの充実を図ることで活性化を進める必要があります。

④ 社会教育

「with コロナ」の状況においても、町民一人ひとりが心豊かで地域に活力をもたらす、いきいきと生活していくためには、自ら課題を見つけ生涯にわたり主体的な学習活動を通し、その成果を生かすことができる社会を実現していくことが大切です。また、生涯各期に応じた多様な学習機会の提供のため、幼児から高齢者までの幅広い学習活動を展開することが必要です。

幼児期の学習活動として、遊びを通じて生きる力の基礎を培うことのできるよう保護者・関係機関・関係団体と連携し、図書室等を活用した各家庭における家庭教育の充実を進めることが必要です。

青少年期の学習活動として、多様な体験活動や学習活動の一層の充実を進め、ふれあいを大切にした交流活動の推進を図ることが必要です。

成人期の学習活動として、地域の課題解決に向けた地域づくりを担う指導者への研修機会の提供や学習ボランティアの養成・活用など指導体制及び人材活用体制の整備を進め新たな団体や学習集団を育成することが必要です。

高齢期の学習活動として、個に応じた生きがいのある豊かで充実した学習機会の提供と幅広い知識と経験を活かした世代間の交流が必要です。

さらに、子どもたちの近隣市町村間の交流・連携による広域的な社会教育の推進

を図りながら、子どもの活動拠点づくりの促進や安心・安全を図るため学校・家庭・地域が一体となって、地域ぐるみで子どもを育てる学校支援体制の向上を図る必要があります。

⑤ スポーツ（社会体育）

人間にとって「知・徳・体」のバランスが大切であり、町民が心身とも明るく健康で充実した生活を営むため、子どもから高齢者まで気軽にスポーツに親しみ参加できる生涯スポーツ社会を実現していくことが大切です。このため、体育協会、各関係機関や団体などと連携を図り、各種スポーツ大会、教室などの開催や各スポーツ団体の活動支援など、スポーツの振興、普及に努めるほか、学校におけるスポーツ活動の推進及び連携、スポーツ少年団活動の支援や指導者の育成に取り組む必要があります。

施設については、野球場やパークゴルフ場、テニスコート、総合体育館などを備えた運動公園が整備されているほか、スキー場も整備されており、町民のスポーツ活動のほとんどがこれらの施設を利用しています。

しかし、整備されてから年数が経過しており、既存スポーツ施設の適切な維持管理と老朽化対策が必要です。

（２）その対策

1. 幼児教育

- ①家庭、保育所及び地域における連携強化
- ②義務教育と保育所・保育行政の連携強化と推進組織の体制づくり
- ③研修や研究会等による職員の資質の向上と保護者の意識向上
- ④地域における遊び場施設の確保と適正な維持管理の推進
- ⑤地域ぐるみの乳幼児教育の環境整備
- ⑥家庭教育、子育て支援事業活動の推進
- ⑦豊かな感性や望ましい習慣、態度の育成強化
- ⑧家庭、保育所及び地域の連携により、望ましい食習慣や知識、判断力を身につける「食育」の学習機会の提供
- ⑨保護者、関係機関との連携による特別支援体制の確立

2. 学校教育

- ①学校教育内容の充実
 - ・教員の資質と指導力の向上を図る研修活動の推進
 - ・子どもの良さや可能性を生かす学習指導の推進
 - ・よりよい生き方の自覚を深める道德教育の推進

- ・ 体験的な活動を重視し、自主的、実践的な態度を育てる特別活動の推進
- ・ 自ら学び自ら考える力などを育てる総合的な学習時間の推進
- ・ 学力、体力、運動能力の向上
- ・ 社会で生きる英語教育の充実
- ・ 自ら安全を守る防災教育の充実

②学校経営の充実

- ・ 生きる力を育む、開かれた創意ある学校経営の推進
- ・ 地域の特性を生かし、生きる力を育てる教育課程の推進
- ・ 学校における働き方改革の推進

③特別支援教育の充実

- ・ 一人ひとりの自立や社会参加を支援する体制の整備・充実

④地域の特性を生かした教育の推進

- ・ 小規模校の特性を生かし、一人ひとりを伸ばす、へき地・複式教育の推進
- ・ 地域特性等を踏まえたふるさと教育と特色ある高校づくり

⑤生徒指導・教育相談の充実

- ・ 豊かな人間性を育む積極的な生徒指導の推進
- ・ よりよい生き方や進路を選択する力を育てる進路指導の推進
- ・ 生命を尊重し、自らたくましい心身を育てる体育・保健指導の推進

⑥学校教育環境の整備

- ・ 学校統廃合後の廃校舎の利活用
- ・ 老朽化した校舎の改築・修繕
- ・ 教員住宅の増築・改修・修繕
- ・ 学校教育コンピュータ機器と教員コンピュータ機器の更新
- ・ 学校教育 ICT 機器の更新

3. 生涯学習

①学習活動を支える基盤の整備

- ・ 生涯学習推進体制の整備・活用
- ・ 生涯学習関連施設の機能充実とネットワーク化

②学習開始の支援

- ・ 学習情報提供システムの整備・充実
- ・ 学習相談体制の整備と広報活動の活発化

③学習の支援

- ・ 指導者の育成と確保
- ・ 学習機会の整備・拡充・変革

④学習終了後の支援

- ・学習成果の評価と活用の場の創出

⑤「目標別」学習環境の整備充実

- ・生涯各期に応じた学習機会の充実
- ・生活課題に関する学習の促進
- ・学校・家庭・地域の教育力の充実と連携
- ・新しいコミュニティーの形成・活動、地域づくり活動の促進
- ・生涯スポーツ活動の推進
- ・文化の振興

4. 社会教育

①利尻町らしい社会教育の推進

- ・生活課題・地域課題を明確にした学習機会の充実
- ・学習情報の提供と相談機能の充実
- ・学習ボランティアの養成と活用
- ・地域づくり活動の推進
- ・広域的な社会教育の推進

②生涯学習社会に対応した人材を育む社会教育の推進

- ・研修機会の提供
- ・指導者登録制度・指導者派遣制度の充実
- ・人材活用体制の充実
- ・指導体制の確立
- ・広域的な指導者の活用

③生涯各期及び領域に応じた学習活動の充実

- ・生涯各期の多様な学習ニーズに応える学習機会の提供
- ・家庭教育向上・子育て支援の充実
- ・郷土の自然や地域を見つめる環境教育

④地域で子どもを育てる環境づくりの推進

- ・子どもの活動拠点づくりの促進
- ・地域の教育力向上に向けた取り組みの充実
- ・地域ぐるみの安全体制の整備推進

⑤施設の機能の充実と有効な活用

- ・利尻町立博物館：所蔵資料の適切な保存・保管と整理、目録およびデータベースの作成・整備・出版、研究活動の充実、展示およびレファレンス活動の充実、学校および社会教育との連携、文化財保護・自然保護思想の普及、施

設の増改築整備

5. スポーツ

①生涯にわたるスポーツ活動の推進

- ・スポーツ団体等の育成・支援
- ・自然環境を活かした軽スポーツやアウトドアスポーツの普及・奨励
- ・世代間交流のできるニュースポーツの普及・啓発
- ・マナーや事故防止などの知識の普及・啓発
- ・ライフステージにおけるスポーツ習慣の形成

②スポーツ環境の整備充実

- ・クラブリーダーや各種指導者の養成
- ・指導者の育成と資質向上のための講座の開設や各種研修会への参加奨励
- ・ボランティア指導者の確保及び指導体制の整備・支援
- ・スポーツ少年団の育成強化・支援
- ・体育振興基金の設置

③施設の整備と有効活用

- ・既存施設の有効活用と学校体育施設の解放促進
- ・老朽施設の整備と計画的な維持管理
- ・効率的な利用方法や管理運営方法の検討・改善

社会教育（体育）施設調の状況

区分 施設名	建設 年度	面積 (㎡)	摘要
公民館	S 63年	1,173.324	鉄筋コンクリート造一部鉄骨鉄筋コンクリート造平屋建 図書室・陶芸室・大集会室・研修室外
屋内運動場	S 49年	439	鉄骨ブロック造(S54年度ステージ増築54㎡)
天展望山スキー場	S 52年	34,700	ゲレンデ造成 286m
	H 9年	34,700	ゲレンデ造成 300m、管理棟 196㎡ 監視小屋 9㎡、簡易リフト(電動機型) 3基 498m 夜間照明灯 7基 33台、駐車場造成 1,500㎡ ゲレンデ圧雪車 1台
博物館	S 54年	809	植物園 1,610㎡ (S57年度)
ふれあい広場	S 59年	1,972	芝生広場 1,500㎡ (ゲートボールコート2面) センターハウス(休憩・用具室) 木造 34.02㎡
総合体育館 (夢交流館)	H 6年 H 7年	3,868.22	鉄筋コンクリート造一部2階建 建物面積 3,868.22㎡ (1階 3,275.66㎡ 2階 592.56㎡) 1階アリーナ面積 1,812.5㎡ 健康増進室、ミーティングルーム、学習室 談話室、幼児遊戯室、保健休養室、事務室 2階ランニングコース(1周 160m) 観覧席 310席
(運動公園) 野球場	S 57年	12,493	便所・用具室 セラミックブロック造 33.3㎡ 内野 クレー舗装 外野 芝生舗装 バックスクリーンアスロック板 18×7.2 (S61年度)
	H 9年		夜間照明施設 6塔 投光機 14台
	H 10年		スコアボード改修 1基 内野舗装改修 2,827.4㎡ 内野芝生改修 1,045㎡
(運動公園) グリーン広場	S 58年	5,700	ベンチ 4基 水飲み台 1基 芝生広場 (ゲートボールコート2面)
(運動公園) 駐車場・園路	S 58年	2,100	アスファルト舗装、駐車場 30×70m 園路 420m
	H 8年	630	アスファルト舗装、駐車場 35×18m
(運動公園) テニスコート	S 59年	2,840	夜間照明灯 8灯 1000W (コイン投入式) (S61年度) 全天候型(ウレタン舗装) 4コート 更衣室・用具室 木造 17.01㎡
(運動公園) 冒険広場	S 59年	5,260	木製道具 8基 築山(高さ 8m)

区分 施設名	建設 年度	面積 (㎡)	摘要
(運動公園) 憩いの広場	S 6 0 年	5,300	野外ステージ・パーゴラ外 植栽工 1,937 ㎡ (公園芝) (S 61 年度)
(運動公園) 散策路	S 6 1 年	1,869	延長 934.43m 幅員 2m 野外卓 4 基 水飲台 1 基 排水工、植栽工
(運動公園) 公衆便所	S 6 1 年	26.1	セラミックブロック造平屋建 手洗 (身障者用)・電気設備
(運動公園) 運動公園休憩施設	H 4 年	106	木造 ロビー、和室、管理人室 男女トイレ (水洗)
(運動公園) パークゴルフ場	H 8 年	20,000	18 ホール パー66 モンタマツコース 9 ホール 500m パー33 ハマナスコース 9 ホール 500m パー33
仙法志パークゴルフ場	H 8 年	12,044.32	朝日が丘コース 9 ホール 340m
	H 1 0 年		夕日が丘コース 9 ホール 385m
	H 1 2 年		休憩所 木造平屋建 34.02 ㎡
交流促進施設	H 1 2 年 H 1 3 年	3,481.19	鉄筋コンクリート造 3 階建 (1 階 2,356.66 ㎡ 2 階 974.10 ㎡ 3 階 151.43 ㎡) 郷土資料室 (図書室)、大ホール、ステージ 体験実習室、陶芸室、調理室、楽屋、 管理事務室、研修室、郷土芸能実習室、操作室

6. 過疎地域持続的発展特別事業

①保小中高連携事業

町内の小中連携だけではなく、これまで積み上げてきたふるさとキャリア教育の取り組みとして、保小連携、小中連携、中高連携をさらに一貫した教育活動になるように、保育所から高校までの連携や接続に配慮した教育課程編成と連携体制の充実を図る。

②外国語教育推進事業

町内の小中学校に、英語教育や国際理解教育の向上を目的に英語指導助手の配置を行い、児童・生徒のコミュニケーション能力の育成を目指した授業改善及び教員の指導力向上並びにグローバル化に対応した教育の推進を図る。

③地域特性を踏まえた高校づくり事業

島内唯一の利尻高等学校に対し、地域の実情に応じて高い志や意欲をもつ自立した人間として、未来を創り出す人材を育成するため、社会の変化や時代の要請に応える高校づくりが求められている。

そのため、子どもたちが自立して社会で生きることができるよう、知己の実情や子どもたちの実態等を踏まえ、地域の自然環境や人材などの教育資源を活用した地域とつながり、活力と魅力ある高校づくりの推進を図る。

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～7年度）

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施設名)	事 業 内 容	事業 主体	備考
8. 教育の振興	(1)学校教育関連施設 校 舎	杵形小学校改築事業 鉄筋コンクリート造り2階建て 3,247 m ² 解体・外構・遊具広場・土木事業	町	
		仙法志中学校廃校利用及び改修	町	
	教職員住宅	教員住宅整備事業 新築 2棟（杵形地区） 解体 1棟（仙法志地区）	町	
		教員住宅改修事業	町	
	給食施設	配送車更新	給食 組合	
	その他	情報教育設備整備事業 杵形小学校・仙法志小学校 ICT 機器整備	町	
		利尻中学校 ICT 機器整備		
		学校施設環境改善事業 仙法志小学校下水道切替事業	町	
		教育カウンセラー・教育相談員設置事業	町	
		学校教育環境整備事業 各学校校舎維持修繕	町	
		廃校舎整備事業	町	
	(3)集会施設、体育施設等 公民館	公民館内装・外壁改修事業	町	
		体育施設	トレーニング機器整備事業 野球場土補充事業 総合体育館外壁改修工事事業 総合体育館屋根改修事業 総合体育館暖房設備改修事業 野球場ナイター照明・安定器他取替工事事業 パークゴルフ場芝張替整備事業（杵形・仙法志）	町 町 町 町 町 町

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	<p>その他</p> <p>(4)過疎地域持 続的発展特 別事業 義務教育</p> <p>高等学校</p>	<p>野球場芝張替整備事業 運動公園芝整備作業機械購入事業</p> <p>体育振興基金 体育協会・スポーツ少年団の大会参加奨励補助 事業</p> <p>外国語教育推進事業 町内の小中学校に、英語教育や国際理解教育の 向上を目的に英語指導助手の配置を行い、児 童・生徒のコミュニケーション能力の育成を目 指した授業改善及び教員の指導力向上並びにグ ローバル化に対応した教育の推進を図る。</p> <p>地域の特性を踏まえた高校づくり事業 島内唯一の利尻高等学校に対し、地域の実情に 応じて高い志や意欲をもつ自立した人間とし て、未来を創り出す人材を育成するため、社会 の変化や時代の要請に応える高校づくりが求め られる。そのため、子どもたちが自立して社会 で生きることができるよう、知己の実情や子ど もたちの実態等を踏まえ、地域の自然環境や人 材などの教育資源を活用した地域とつながり、 活力と魅力ある高校づくりの推進を図る事を目 的に下記の事業を実施する。</p> <p>① 利尻高等学校定期バス運賃助成事業 ② 利尻島中高研究事業 ③ 利尻高等学校商業クラブ活動補助事業 ④ 利尻高等学校模擬試験・検定試験補助事業 ⑤ 利尻高等学校ふるさと教育補助事業 ⑥ 利尻高等学校体育文化後援会補助事業 ⑦ 利尻高等学校短期留学派遣事業</p>	<p>町 町</p> <p>町 町</p> <p>町</p> <p>町</p>	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	その他	保小中高連携事業 町内の小中連携だけでなく、これまで積み上げてきたふるさとキャリア教育の取り組みとして、保小連携、小中連携、中高連携をさらに一貫した教育活動になるように、保育所から高校までの連携や接続に配慮した教育課程編成と連携体制の充実を図る。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等の整合

学校教育施設については、建物の老朽化や将来の児童・生徒数の推移や地域の実情を踏まえ、機能の充実を図るとともに、計画的な修繕を進め施設の長寿命化を図ります。

体育施設については、住民が安全で楽しくスポーツに親しむことができるよう効果的な管理運営に努めるとともに、計画的な施設の改修、修繕を進めていきます。

10. 集落の整備

(1) 現況と問題点

集落とは、地域社会の基礎的単位であり、地域住民の日常生活や生産活動を営む上で重要な役割を果たしています。本町では、集落を単位とする自治会が26か所に組織され、行政と町民とのパイプ役としての役割を担って活動しておりますが、近年、若者の流出と高齢化や核家族化の進行、さらに若年層の市街地集中により、自治会組織構成のバランスが崩れ、機能の低下や活動に支障をきたすなどの問題も生じています。自治会によっては、20人以下の組織も存在し、高齢化率が60%を超える自治会も複数存在することから集落の再編などが課題となっています。

また、市街地から離れている自治会ほど、少子高齢化が進んでおり、自治会単独での葬儀や祭事、自主防災組織の構築などが困難な状況です。「地域おこし協力隊」等を積極的に活用し、地域を支える人材の確保や交流機会の拡大など関係機関と連携して集落対策に取り組みます。

また、町づくりの主体は一人ひとりの町民であり、町民自ら町のあり方を発想し、自ら作り上げていくものでなければなりません。また、町民同士の連帯感を育む機会が必要であり、町民と行政の十分なコミュニケーションが日常的に図られ、町民の意向にそった町政の運営が行われることも大切です。行政への町民参加を積極的に進め、町民が自主的に行動しやすい環境づくりの推進と広報広聴機能の充実強化に努めます。

(2) その対策

1. 地域おこし協力隊の活用

2. 町民の交流及び参加の場の提供

- ・ 生涯学習や社会福祉活動、コミュニティ団体への積極的な参加を促し、町民の主体的な交流機会の確保
- ・ イベント・スポーツ・レクリエーションなど町民相互のふれあいの場や交流の機会の提供
- ・ 地域づくりのための研修・研究や町外先進地視察など広域交流の推進

3. 自治会組織の強化と活動支援

- ・ 自治会組織の強化と活動の支援
- ・ 活動拠点としての自治会館やコミュニティ施設の適正な維持・管理
- ・ 地域リーダーの育成・確保

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～7年度）

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施設名)	事 業 内 容	事業 主体	備考
9. 集落の整備	(1)過疎地域集 落再編整備	定住移住空き家対策事業	町	再掲
	(3)その他	利尻町地域おこし協力隊事業	町	再掲

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

劣化が進んでいる施設は早期の改修を検討し、対応するとともに適切に維持管理に努めます。

1 1 . 地域文化の振興等

(1) 現状と問題点

① 文化・芸術

(イ) 文化・芸術活動の推進

with コロナがもたらすライフスタイルでも、文化・芸術活動は町民の日常生活にうるおいと生きがいをもたらすものであり、地域に根ざした文化・芸術活動を促進することが大切です。このため、文化協会をはじめ各関係機関や団体と連携を図り、町民文化祭・芸能祭など町民が主体的に行う文化・芸術活動を支援するとともに地域の歴史的文化財や伝統芸能の保護、継承に取り組む必要があります。また、交流促進施設「どんと」や公民館、図書室、博物館など社会教育施設を核として、各種事業や演劇、音楽など芸術鑑賞機会の提供が必要です。

文化団体加盟団体

俳句	1団体	10名
華道	2団体	19名
陶芸	1団体	13名
合唱	1団体	27名
吹奏楽	1団体	15名
茶道	1団体	14名
和太鼓	1団体	18名
大正琴	1団体	8名

絵画	1団体	8名
琴	1団体	3名
舞踊	1団体	4名
カルタ	1団体	6名
押花	1団体	2名
詩吟	1団体	10名
写真	1団体	15名
計	16団体	172名

グループ・サークル

音楽	1団体	8名
芸能	3団体	46名
イベント	1団体	5名
計	5団体	59名

(ロ) 文化財の保護・保存

本町が歩んできた歴史や自然の風土の中で、先人たちが創造し継承してきた文化遺産は町民すべての貴重な財産です。それを保護し次世代に継承していくことは利尻町に住む私たちの使命といえます。

本町には北海道指定文化財が2件、利尻町指定文化財が2件あり、それらの保存・

管理と歴史的価値の公開活動を行うことによって、利尻島が自然・歴史にかかわってきた固有の歴史を持つ島であることがわかります。さらに町内に貴重な歴史遺産・自然保護としての価値を有する資料についての調査研究を、利尻町文化財調査委員が行っています。

北海道指定文化財

区分	名称	員数	指定年月日	備考
天然記念物	利尻島のチシマザクラ自生地	1	S 43.12.18	チシマザクラはミネザクラの変種で、中部以北の高山に群生をなしているのは珍しい
有形文化財	亦稚貝塚の出土遺物	1	S 54.3.29	オホーツク文化を残した人々と動物との関わりを探るための貴重な資料である

利尻町指定文化財

区分	名称	員数	指定年月日	備考
史跡	会津藩士の墓	1	S 42.9.30	1808（文化5）年、ロシアの南下に対応するために蝦夷地・樺太警固した人たちの墓
有形文化財	亦稚貝塚の出土遺物	1	S 53.12.26	オホーツク文化を残した人々の生業や人や物の動きを探る上で貴重な資料である

② 地域文化と資料の保存記録とその継承

地域の文化・風土は、過去から脈々と培われて来た歴史や風景・自然によって作られるものであり、それらの継承や保全がなければその振興はあり得ません。また、博物館では文化・自然における個々の事例の序列化や特定分野への偏重・差別がされることがないよう、あらゆるものが地域の貴重な財産と考え、多様で幅広い価値観とともに、様々な資料や記録を次世代に受け渡していくことが必要です。急速に失われつつあるこれらの情報や資料などを保存する機能を利用町立博物館は担い、利尻島を中心に様々な調査研究を行うことで、資料や標本の収集・保存・管理と、その公開活動を幅広く実施しています。文献資料は約 1.4 万点、文化財や出土遺物、新種に関わる標本などを含む所蔵資料は約 14 万点を数えますが、その一方で、未整理・未登録資料も多く、収蔵庫などの保管スペースも限られ、資料の位置づけとその再整理、狭隘な保管場所が大きな課題となりつつあります。

入館者数は近年のコロナ禍もあり減少傾向が続き、今後もその傾向は続く見通しです。そこで、オンライン・デジタル化を進めるとともに、来館でしか得られない

付加価値の高い情報を手に取りやすく提供する新しい方策のほか、アクセス方法ごとに特徴をもった独自のレファレンス活動を展開・推進する必要があります。

これらの現状と課題の解決のためには、博物館の内面と外面の両方の改善が必要と考えられ、膨大な未整理資料に代表される資料管理機能の再構築と、狭隘と老朽化がすすむ施設の改修などが望まれます。

博物館入館者の状況

区分 年度	個人(有料)		団体(有料)		視察見学 (無料) (人)	合計 (人)	開館日数 (日)
	小中学生 (人)	一般 (人)	小中学生 (人)	一般 (人)			
H28	206	4,988	0	935	730	6,859	211
H29	268	6,621	2	1,167	708	8,766	215
H30	262	5,543	1	616	752	7,174	236
R01	321	6,616	1	692	699	8,329	307
R02	0	2,038	0	20	429	2,487	288

※R元年度より通年開館 R2年度より高校生以下無料

人文歴史			自然史		タイプ標本 (点)	文献・書籍 (点)
分類数 (個)	collection (個)	資料数 (点)	分類数 (個)	資料数 (点)		
19	32	138,286	20	5,621	64	14,213

(2) その対策

1. 文化・芸術活動の推進

- ・積極的な情報発信と自主的・創造的な文化活動への参加機会の充実
- ・文化団体の活動の拡充とリーダー、指導者の養成・確保
- ・鑑賞事業の充実や発表機会の創出と広域的交流による文化・芸術機会の拡充
- ・文化活動に対する支援や芸術活動に参加する機会の提供
- ・児童生徒参加型事業の支援等、次代を担う子どもたちや青少年の文化活動の活性化
- ・施設の効率的な利活用と計画的な整備促進及び適正な管理運営
- ・文化振興基金の設置

2. 文化財の保護・保存

- ・多様な資料の収集保存及び調査
- ・適切な保存環境の整備と未整理資料の再整理

- ・博物館のほか、学校教育や生涯教育での文化財などの資料活用機会提供

3. 資料を用いたレファレンス活動

- ・資料管理機能の再構築
- ・適切な資料保管を目指した施設管理活動の充実
- ・所蔵資料の目録や調査報告などの作成と出版
- ・資料への多様なアクセスの提供
- ・博物館の修理改修および増改築

4. 過疎地域持続的発展特別事業

① 文化・芸術による元気な町づくり事業

離島という条件下にあって、優れた文化・芸術に触れる機会の少ない住民に対し、舞台芸術等の鑑賞の場を提供することにより、活力ある地域づくりの一助とする。

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～7年度）

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施設名)	事 業 内 容	事業 主体	備考
10.地域文化の振 興等	(1)地域文化振 興施設等	利尻町立博物館増改築事業 鉄筋コンクリート造 増築 441 m ² 改築 810 m ² 展示 343 m ²	町	
	地域文化振 興施設	交流促進施設改修事業 屋上防水事業 機械設備改修事業（冷暖房系） 音響設備改修事業 SD 扉改修事業	町	
	(2)過疎地域持 続的発展特別 事業	文化・芸術による元気な町づくり事業 離島という条件下にあつて、優れた文化・芸 術に触れる機会の少ない住民に対し、舞台芸 術等の鑑賞の場を提供することにより、活力 ある地域づくりの一助とする。	町	
	(3)その他	図書室図書整備事業 図書室システム更新事業 青少年育成事業 文化・芸術振興基金 舞台芸術鑑賞事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

社会教育施設については、劣化の進んでいる施設には早期の改修を検討し、対応するとともに、他の施設についても改修等適切に維持管理に努めます。

1 2 . 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

本町は、離島という立地条件にあるため、本土の電力系統とは別に独立した島内単独系統であり、島の電力のほとんどは、杓形発電所のディーゼル発電に依存しています。そのため、燃料である重油の確保を含め、災害時の電力の安定供給が課題となっています。

そこで、本町では離島の低炭素地域づくり推進事業として役場庁舎に再生可能エネルギー・省エネルギー等設備導入の実施と利尻町総合体育館に再生可能エネルギー設備導入を実施しました。設備導入により、災害等で電力が遮断された際に当該施設において最低限必要と想定する照明、暖房用器具、各種電力機器等の機能を再生可能エネルギー設備と蓄電池により最低3日間は維持することが可能となり、収容避難所としての機能強化を図ることができました。しかしながら、設備導入された施設は限定されており、今後、各避難所等への再生可能エネルギー設備の導入やエネルギーの地産地消など推進していく必要があります。

また、本町は豊かな資源に恵まれた離島であり、人と自然が共生した環境社会を実現していくために地球温暖化に対する取り組みなど推進していきます。

(2) その対策

1. 自然エネルギー活用の推進

太陽光・風力・地熱、バイオマスなどの再生可能な自然エネルギーを活用するための施設整備を図る。

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～7年度）

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施設名)	事 業 内 容	事業 主体	備考
11.再生可能エネルギーの利用の推進	(1)再生可能エネルギー利用施設	スマート化推進事業 太陽エネルギー及び風力エネルギー、地熱、バイオマスなど再生可能エネルギーの利活用施設整備	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

劣化が進んでいる施設については、早期の改修を検討し、対応するとともに適切な維持管理に努めます。

1 3 . その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

離島という立地条件にある本町は、春から夏にかけては、数多くの野鳥がさえずり、島の中心には秀峰利尻富士がそびえたっている自然の宝庫で、全国的にも有名な「利尻昆布」や「ウニ」など日本海の海の幸にも恵まれた漁業と観光の町です。しかしながら、世界的な地球温暖化により人間の生活や自然の生態系にさまざまな影響を与えており、本町においても人と自然が共生していく環境社会を実現するためには地球温暖化対策の推進を図ることが必要です。また、昆布やウニ等の水産資源は、近年では環境の変化などによって水揚量が減少しているのが現状です。ですから、本町では「つくり育ててから獲る」を合言葉に利尻昆布、ウニ、アワビ、ナマコの栽培漁業を積極的に進めています。

本町では人口減少や少子高齢化の進行に伴い、空き家等の増加が問題となっております。空き家等の増加は、家の劣化による屋根や外壁の飛散、倒壊のおそれがあるほか、防災、公衆衛生、景観の阻害など、町民の生活環境に深刻な影響を及ぼしかねません。適正な空き家等の管理を実施し、町民が安心して暮らせる良好な住環境の整備を図っていくことが必要です。

(2) その対策

1. 自然エネルギー活用の推進

太陽光・風力・地熱、バイオマスなどの再生可能な自然エネルギーを活用するための施設整備を図る。

2. 定住移住空き家対策事業

空き家等対策計画に基づいた町における空き家バンク機能の実装・充実化を図る。

(3) 計 画

事業計画（令和3年度～7年度）

持 続 的 発 展 施 策 区 分	事 業 名 (施設名)	事 業 内 容	事業 主体	備考
12.その他地域の 持続的発展に関 し必要な事項		定住移住空き家対策事業	町	再掲
		スマート化推進事業 太陽エネルギー及び風力エネルギー、地熱、 バイオマスなど再生可能エネルギーの利活 用施設整備	町	再掲

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

劣化の進んでいる施設には早期の改修を検討し、対応するとともに
他の施設についても改修等適切に維持管理に努めます。

事業計画(令和3年度～令和7年度) 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進・人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと定住移住促進奨励金等支給事業 豊かな暮らしと活力に満ちた地域社会の創造と利尻町民の定住化を促進するため、転入奨励金、児童養育奨励金、出産祝金の各種支給事業の他、住宅用地及び住宅の確保、幹旋事業を実施し、定住促進を図る。 ・ふれあい保養センター運営事業 町民の憩いの場である「利尻町ふれあい保養センター(利尻ふれあい温泉)」の管理運営の安定化を図るとともに、住民の福祉の向上に資する。 	利尻町	
	地域間交流	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと learning 推進事業 他地域との交流事業に特化したふるさと教育を行い、他地域と自地域の比較による町・島に対する誇り・愛着の醸成を図り、将来の島を担う人材育成を進める。 	利尻町	
	人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・利尻町シルバー人材センター設立運営事業 町内の高齢者の生きがいの充実、健康の維持増進、生活の安定、企業等人手不足の解消、現役世代の下支えを目的に利尻町シルバー人材センターを設立し、地域の経済、社会の維持・発展を目指す。 	利尻町	
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 商工業・6次産業	<ul style="list-style-type: none"> ・商工業活性化事業 商工業活性化の促進のために商工会運営費助成や商店街活性化事業助成、商工業後継者報奨金事業、プレミアム付商品券発行事業、リシリヒナゲシ地域活性化事業など各種事業を実施。 	利尻町	
	観光	<ul style="list-style-type: none"> ・利尻島観光誘客事業 観光入込客数を増加させるためのPR広告事業、誘客専門員配置事業、ホスピタリティ強化事業、りしりん推進事業など各種事業を実施。 	利尻町	

	その他	<ul style="list-style-type: none"> • 観光振興事業 観光振興のため、利尻町観光協会補助事業、観光案内強化事業、着地型旅行商品プラン作成事業、クルーズ船歓迎事業、広域観光推進事業、資源蘇生型体験観光交流事業（神居海岸パーク）の実施。 • 利尻浮島まつり運営事業 本町の観光事業の一環として、名実ともに観光地にふさわしい特色ある郷土まつりを広く各地に紹介するとともに、町民の楽しい一日を過ごすレクリエーションを実施するために地域団体及び運営委員会に対し、補助金を交付し、町内の活性化の推進及び観光の振興を図る。 • 滞在型観光促進事業 もう一泊したいと旅行者に思わせるような滞在時間を延ばす効果のある地域性、独自性のある現地の着地型観光サービスを造成する。 • みどり豊かなまちづくり推進事業 住民参加型の花いっぱい運動などの事業を通じて、林道や森林の保全・管理を図り、思いやりや潤いのあるまちづくりの推進を図る。 • 漁業就業者支援事業 少子高齢化により漁業者が減少し、基幹産業の漁業生産が減少する傾向にあることから、新規漁業就業者及び後継者育成事業を促進し、漁業者の確保と漁業振興を図る。 	利尻町 利尻町 利尻町 利尻町	
4 交通通信体系の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通 交通施設維持	<ul style="list-style-type: none"> • 地域公共交通確保維持改善事業 少子高齢化等により高齢者等の移動手段は生活路線バス頼りであり、運行事業者に路線維持の為の助成をすることにより過疎地域住民の身近な生活路線を維持する。 • 航空路線利用促進事業 (利尻～丘珠・利尻～新千歳) 離島から本土への移動手段が海上のみの場合、悪天時には移動が遮断されることや、平常時でも長時間の移動が強いられることから、航空路線の利用促進を図り、本土への移動手段を確保する。 	利尻町 利尻町	

<p>6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進</p>	<p>(8) 過疎地域持続的発展特別事業 高齢者・障害者福祉</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者バス券交付事業 交通弱者である高齢者に対し、安価に生活路線バスを利用できる施策を継続的に実施し、高齢者福祉の向上を図る。 ・ 利尻町社会福祉協議会運営補助事業 町内社会福祉事業の大きな役割を果たしている本町の社会福祉協議会の運営費の一部を助成することで、安定的な運営の維持・推進を図る。 	<p>利尻町</p> <p>利尻町</p>	
<p>7 医療の確保</p>	<p>(3) 過疎地域持続的発展特別事業 自治体病院</p> <p>民間病院</p> <p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 離島医療確保事業 人口減少等による受診者の減少、医療ニーズの多様化・高度化等により離島医療の維持を困難な状況にしていることから、島民の安心・安全を確保する医療機関の経営安定と診療体制の維持を図り、過疎地域の持続的発展を図る ・ 歯科診療所診療業務委託事業 歯科診療所の経営安定と診療体制の維持を図るため、診療業務を町が委託し、歯科診療の維持存続を図る。 ・ 不妊治療助成事業 島内の医療機関には、不妊治療を受ける専門機関がなく、離島という条件から本土の医療機関を受診する場合には、交通費や時間を多く費やし、精神的な負担のほか、経済的負担も課せられる。このことから不妊治療に係る経費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る。 ・ 患者輸送車運行事業 本町では、病院が1ヶ所しかなく、その病院から遠く離れた地域に住んでいる住民や、特に自家用車等の移動手段を持たない高齢者にとっては、通院することが非常に困難であるため、町内バス会社に患者輸送車の運行を委託し、地域による医療格差の是正を図る。 	<p>病院 組合</p> <p>利尻町</p> <p>利尻町</p> <p>利尻町</p>	

<p>8 教育の振興</p>	<p>(4) 過疎地域持続的発展特別事業 義務教育</p> <p>高等学校</p> <p>その他</p>	<p>・外国語教育推進事業 町内の小中学校に、英語教育や国際理解教育の向上を目的に英語指導助手の配置を行い、児童・生徒のコミュニケーション能力の育成を目指した授業改善及び教員の指導力向上並びにグローバル化に対応した教育の推進を図る。</p> <p>・地域の特性を踏まえた高校づくり事業 島内唯一の利尻高等学校に対し、地域の実情に応じて高い志や意欲をもつ自立した人間として、未来を創り出す人材を育成するため、社会の変化や時代の要請に応える高校づくりが求められる。そのため、子どもたちが自立して社会で生きることができるよう、知己の実情や子どもたちの実態等を踏まえ、地域の自然環境や人材などの教育資源を活用した地域とつながり、活力と魅力ある高校づくりの推進を図る事を目的に下記の事業を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 利尻高等学校定期バス運賃助成事業 ② 利尻島中高研究事業 ③ 利尻高等学校商業クラブ活動補助事業 ④ 利尻高等学校模擬試験・検定試験補助事業 ⑤ 利尻高等学校ふるさと教育補助事業 ⑥ 利尻高等学校体育文化後援会補助事業 ⑦ 利尻高等学校短期留学派遣事業 <p>・保小中高連携事業 町内の小中連携だけでなく、これまで積み上げてきたふるさとキャリア教育の取り組みとして、保小連携、小中連携、中高連携をさらに一貫した教育活動になるように、保育所から高校までの連携や接続に配慮した教育課程編成と連携体制の充実を図る。</p>	<p>利尻町</p> <p>利尻町</p> <p>利尻町</p>	
----------------	--	--	----------------------------------	--

10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	<p>・文化・芸術による元気な町づくり事業</p> <p>離島という条件下にあって、優れた文化・芸術に触れる機会の少ない住民に対し、舞台芸術等の鑑賞の場を提供することにより、活力ある地域づくりの一助とする。</p>	利尻町	
-------------	-----------------------------	---	-----	--

※上記に掲げた「過疎地域持続的発展特別事業」は、定住のために必要な生活機能を確保し、住民が将来にわたって安全で安心して暮らすことができ、基幹産業（漁業・観光業）を中心とした産業・商工振興といった、地域力を高めるために必要かつ効果が期待できる事業です。